

子育て王国とっとり条例に基づく

子育て王国とっとり 推進指針

〔令和5年度改訂〕

鳥取県子育て・人財局
子育て王国課

目 次

第一章 推進指針の策定にあたって	1
第二章 子育て王国ととりの取組の基本的な考え方（基本方針）	2
1 基本的な考え方	
第三章 子育てを地域全体で支えるための役割分担	3
1 県の責務	
2 市町村の責務	
3 保護者の役割	
4 子育て支援団体の役割	
5 県民の役割	
6 事業主の役割	
第四章 子育て支援等5つの柱の推進	5
1 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	
2 安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	
3 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	
4 きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	
5 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	
第五章 子育て王国ととりの推進体制	5 6
1 子育て王国ととり推進指針	
2 子育て王国ととり会議	
3 推進体制の整備	

別添 1 **推進する施策に対応した令和4年度の事業**

別添 2 **教育・保育の提供体制**

※【主な目標指標】の「指針作成時」欄の数値は平成25年度末までの数値で直近の数値を、「○年度末」欄の数値は、○年度末の目標数値を記入しています。

※少子化対策等に関するアンケート調査について

少子化対策・子育て支援施策に関する要望や子育てに対する意識等を把握し、より充実した少子化対策、子育て支援施策を検討するための調査で、平成30年度及び令和4年度に実施しています。

（平成30年度調査）

調査期間：平成31年1月10日～2月1日、調査対象：15歳以上の男女、回答者数：1,025人

（令和4年度調査）

調査期間：令和4年6月24日～7月18日、調査対象：10代以上の男女、回答者数：619人

※鳥取県教育振興基本計画について

教育基本法に基づき平成25年に県教育委員会が策定した計画で、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向を示し、今後の鳥取県教育の基本姿勢となる計画

子育て王国とっとり推進指針

平成26年	11月21日	策定
平成27年	8月10日	改訂
平成28年	6月6日	改訂
平成29年	5月25日	改訂
平成30年	7月30日	改訂
令和元年	6月10日	改訂
令和2年	4月6日	改訂
令和3年	6月14日	改訂
令和4年	6月8日	改訂
令和5年	6月26日	改訂

第一章 推進指針の策定にあたって

平成25年3月27日、国立社会保障・人口問題研究所が、2040年（平成52年）の都道府県別推計人口を発表し、鳥取県の更なる少子化という社会的危惧が明らかになりました。

また、平成26年5月に日本創成会議が発表した「ストップ少子化・地域元気戦略」において、「地方の人口減少の最大要因は大都市への若年層の流出であり、このままでは多くの地域が消滅する。」とされ、本県においても13町の消滅可能性都市があるとされました。

一方、本県では、平成22年度に「子育て王国とっとり建国宣言」を行い、子育て支援施策として、「育児の日」の制定や多子世帯への保育料の軽減の充実、病児病後児保育の充実、小児医療費の助成対象の拡大などに積極的に取り組んできました。その結果、合計特殊出生率は、平成20年の1.43（全国17位）から平成29年には1.66（全国7位）に回復するまでに至りました。

このような状況の中、本県では平成26年3月に少子化危機の突破を目指し、今までの子育て支援施策の成果を基礎として、行政、事業主、県民等が一体となり、更に子育てしやすい鳥取県に発展していくための施策や計画的かつ総合的に実施するための枠組を定める「子育て王国とっとり条例」を制定しました。

この条例において、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、子育て支援等の施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めることと規定されました。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けられた子育て王国とっとりプラン（平成22年3月策定）の内容を受け継ぐもの及び子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画として、当推進指針を位置付けます。

第二章 子育て王国とっとりの取組の基本的な考え方（基本方針）

子育て王国とっとりの取組は、次に掲げる基本的な考え方に沿って実施するものとします。

1 基本的な考え方

（1）子どもの健全な成長のための最良の支援

子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。

（2）子どもの貧困対策

貧困が次の世代に連鎖しないようにすること。

（3）役割の分担と連携協力

県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。

（4）個人の価値観の尊重

結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。

（5）豊かな地域資源の活用

地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

2 指針の評価・見直し

（1）指針の点検及び評価

子育て王国とっとり会議を中心に、この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して指針の進行・評価を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

（2）指針の見直しの時期

本指針の達成状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

第三章 子育てを地域全体で支えるための役割分担

子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業主等が連携して子育て支援等に取り組んでいくことが大切です。そのため、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務や役割について、次のとおり明確化することとします。

「子育て支援団体」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の団体で、子育て支援等を行う者としています。

1 県の責務

- (1) 子育て王国とっとり条例に基づく基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進する。
- (2) 子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努める。
- (3) 市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努める。
- (4) 基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努める。

2 市町村の責務

- (1) 子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努める。
- (2) 県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努める。

3 保護者の役割

- (1) 自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努める。
- (2) (1)の役割を果たすため、保護者・親として学び成長していくこと及びそれぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努める。

4 子育て支援団体の役割

- (1) 基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努める。

- (2) 県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努める。

5 県民の役割

基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努める。

6 事業主の役割

- (1) 基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努める。
- (2) 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努める。

第四章 子育て支援等5つの柱の推進

子どもの人権を尊重し、子どもを中心とした子育て支援を推進するため、市町村と協力して次の5つの柱に応じた具体的な施策の展開を図っていきます。

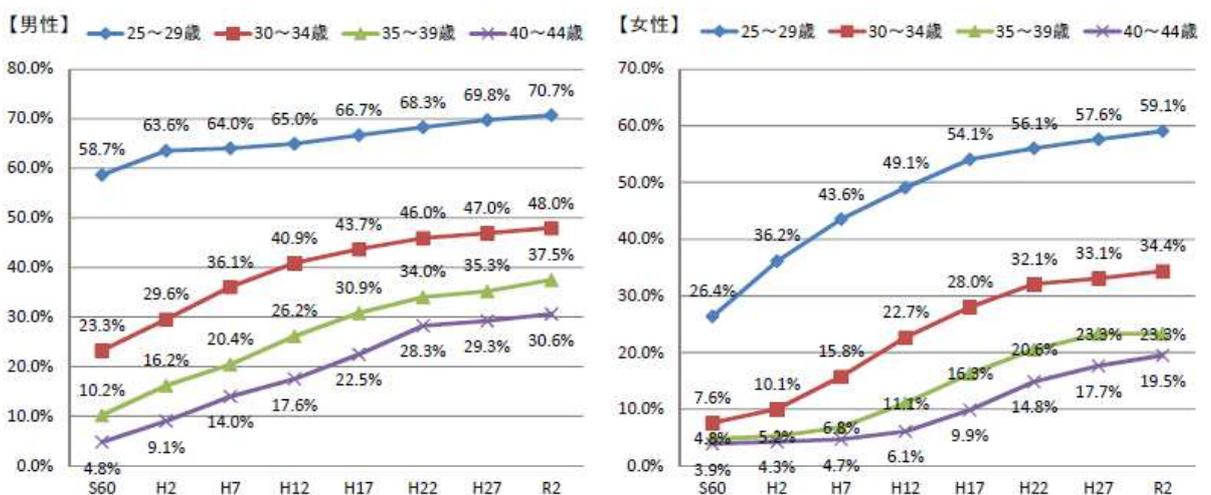
1 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策

(1) 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。

【現状と課題】

《 雇用・出会いの場 》

- ・令和2年国勢調査の結果によると、30代後半での未婚率は、男性で約38%、女性で約23%にのぼり、昭和60年時と比べると、男性で約3.7倍、女性で約4.9倍となっており、平均初婚年齢も上昇傾向にあります。(子育て王国課)
- ・平成25年度に実施した少子化対策等に関するアンケート調査(以下「平成25年度少子化アンケート」という。)における未婚、晩婚化の進展に関する未婚者の意見としては、「雇用が不安定で経済的基盤が安定しない」等の経済的な理由が最も多く、次に「結婚したいと思っても出会いの場が少ない」、「結婚したいと思う相手に巡り会わない」といった理由が多くあり、これらの未婚・晩婚の要因を解消していくため、とっとり出会いサポートセンター(以下「えんトリー」という。)の設置等による支援を実施しました。(子育て王国課)
- ・令和4年度に実施した少子化対策等に関するアンケート調査(以下「令和4年度少子化アンケート」という。)では、見合いや民間及び行政が実施する結婚支援サービス利用の意向は高く、特に行政の実施する結婚支援の利用意向が66.9%と最も高くなっていることから、今後もえんトリーを中心として、市町村や民間と連携して効果の高い結婚支援に取り組んでいく必要があります。(子育て王国課)



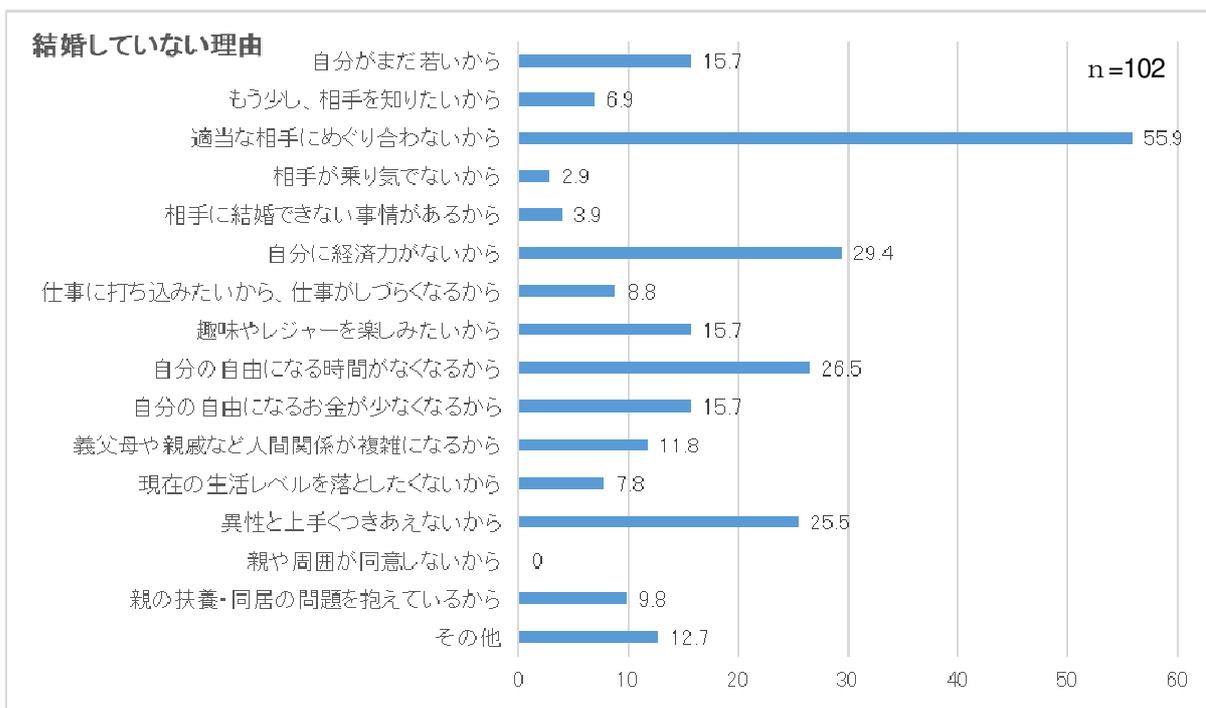
鳥取県における年齢階級別未婚率の推移

出典：総務省「国勢調査」

鳥取県における平均初婚年齢

令和2年	平成15年
男性30.3歳、女性28.8歳	男性28.6歳 女性26.8歳

出典：厚生労働省「人口動態調査」



鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果（令和4年度実施）

【今後の取組の方向性】

《 雇用・出会いの場 》

- ・若年者の早期就職・職場定着を図るための職業相談・職業紹介（県立ハローワーク）
- ・えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の機能強化による1対1の出会いの機会の更なる創出及び近隣県と連携したより広域でのマッチング支援（子育て王国課）
- ・市町村や企業、団体、地域で仲人活動をされている方などと連携を強め、地域全体で結婚を望む方の出会いから結婚までを応援する体制の構築（子育て王国課）

【主な目標指標】

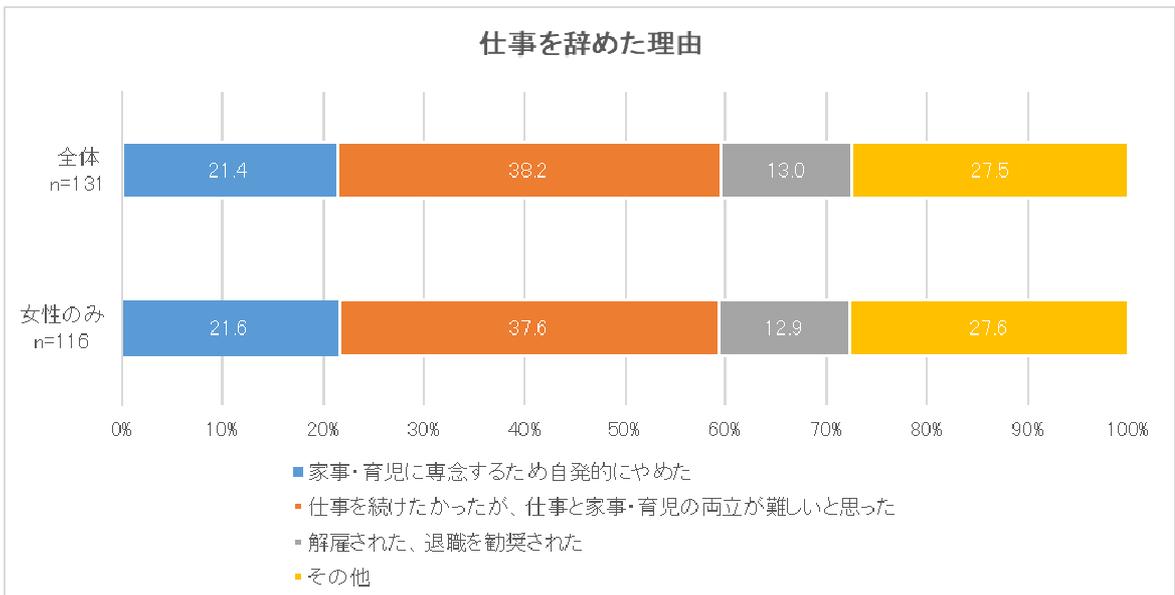
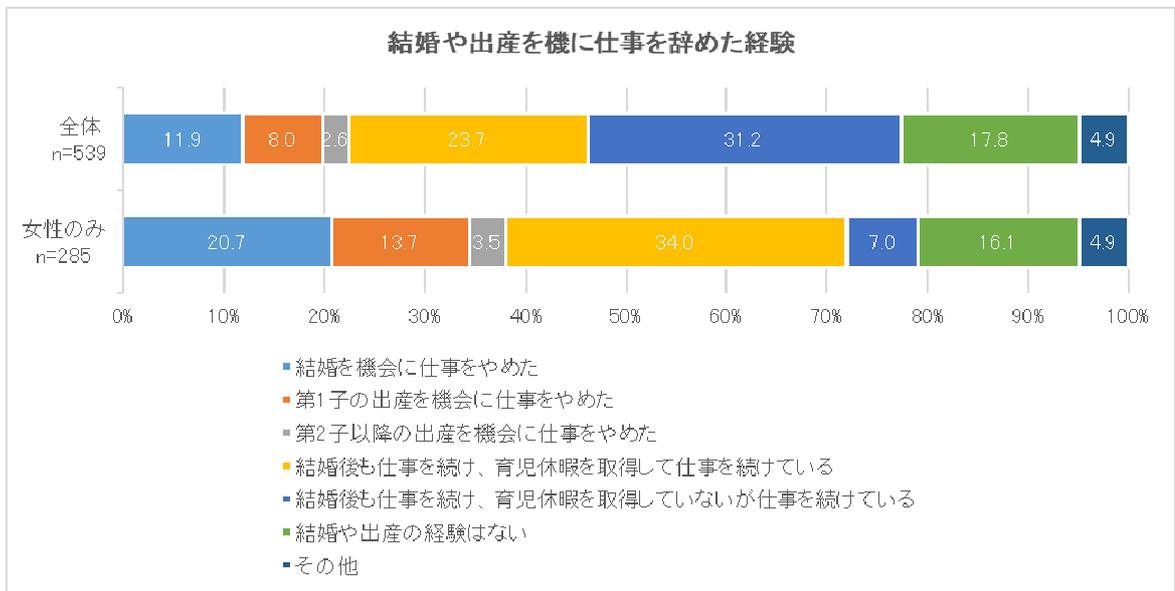
項目	現状値	令和6年度末
えんトリーでの成婚組数	96組 (会員同士49組、男女どちらかが会員47組) (令和2年度～4年度の合計)	120組 (会員同士60組、男女どちらかが会員60組) (令和2～6年度の合計)

(2) 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。

【現状と課題】

《 職場環境 》

- ・平成30年度少子化アンケートによると、約5割弱が結婚や出産を機に仕事を辞めたと回答しており、「仕事と家庭の両立」に困難を感じて退職した方が、依然として約3割いたことから、労働環境の整備や機運醸成に向けた取組を行ってきました。(子育て王国課・女性活躍推進課・雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター・県立ハローワーク)
- ・令和4年度少子化アンケートでは、結婚や出産を機に仕事を辞めたと回答した人は2割となっており、平成30年と比較すると減っているが、仕事を辞めた理由として、約4割が「仕事を続けたかったが、仕事と家事・育児の両立が難しいと思った」と回答しており、引き続き、育児休業の取得促進などの労働環境の整備や機運醸成に向けた取組が必要です(子育て王国課)



鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果(令和4年度実施)

《 治安 》

- ・子どもと女性、ストーカー、DV等変化する治安情勢に対し、多様な対策を講じていくため、女性警察官の採用・登用拡大を図ることとし、令和4年4月現在、女性警察官の比率を12.2%まで拡大しました。(警察本部警務課)
- ・ストーカー、DV、恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案等へのきめ細かな対応、着実な被害者支援の推進が必要です。(警察本部少年・人身安全対策課)

【今後の取組の方向性】

《 職場環境 》

- ・誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発活動の継続的な実施(子育て王国課・女性活躍推進課・雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター・県立ハローワーク)
- ・男性の育児参加休暇・子の看護休暇を取得させた事業主に奨励金を支給(子育て王国課)

《 治安 》

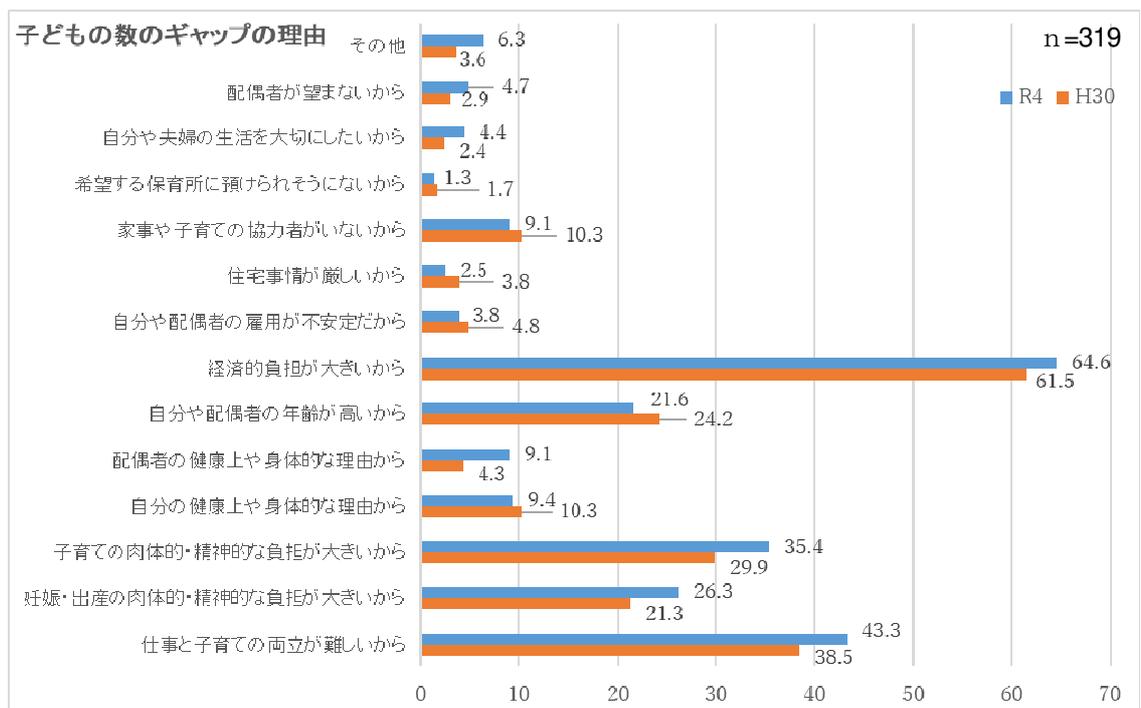
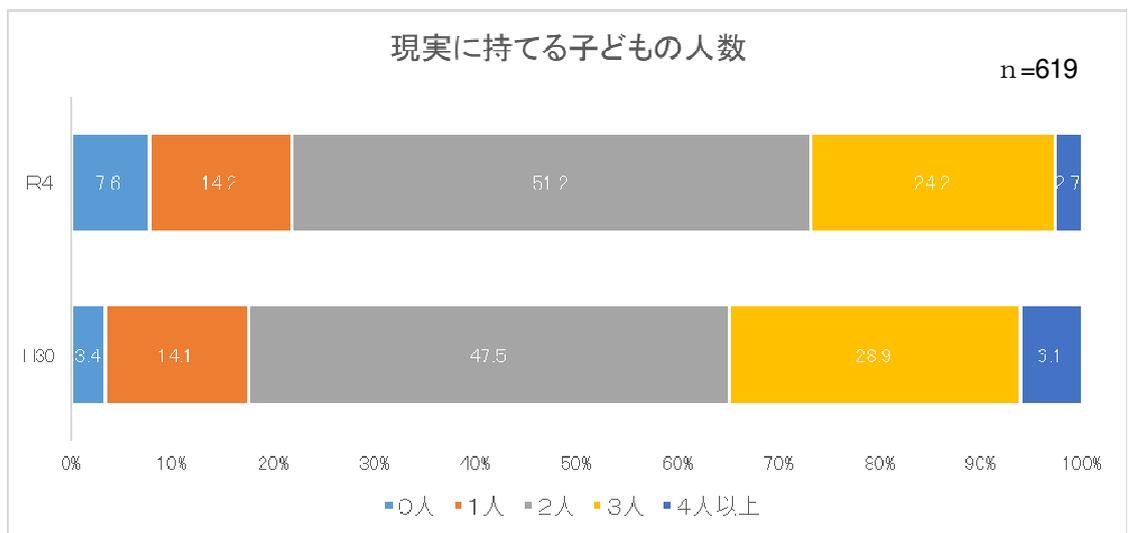
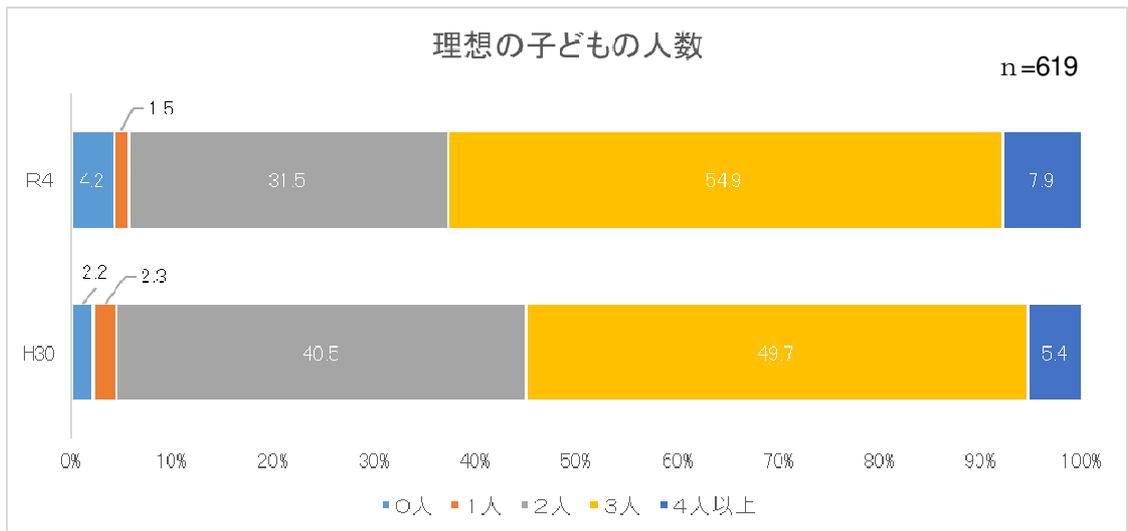
- ・女性警察官の採用・登用拡大に向けた環境整備の推進(警察本部警務課)
- ・被害者等に寄り添ったきめ細かな対応の促進(警察本部広報県民課)
- ・女性や子どもの犯罪被害の未然防止、再被害防止のための対策の推進(警察本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課)

(3) 妊娠、出産及び不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。

【現状と課題】

《 妊娠及び出産 》

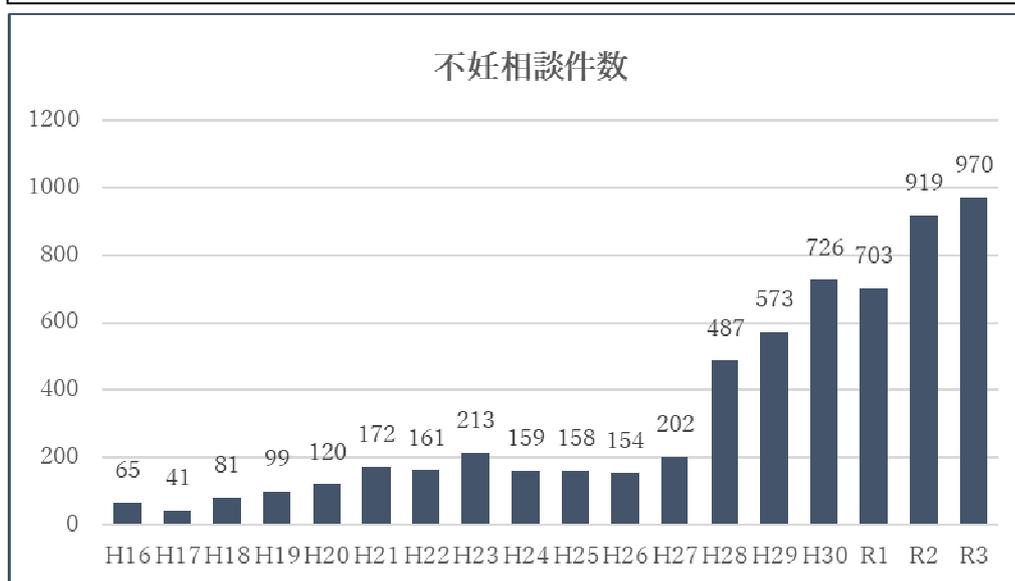
- ・令和4年度少子化アンケートでは、理想の子どもの人数は「3人」が最多(54.9%)であるが、現実には「2人」が最多(51.2%)で依然としてギャップがある。その理由としては、「経済的負担が大きい」「子育ての肉体的・精神的な負担が大きい」との回答が多く、経済的負担や肉体的・精神的な負担の軽減が必要です。(子育て王国課、家庭支援課)



鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果（令和4年度実施）

《 不妊 》

- ・令和3年度の不妊相談の件数は970件となり平成16年度の65件と比較して約14.9倍となっています。(家庭支援課)
- ・不妊に関する助成では、平成23年度に開始した人工授精助成は令和3年度390件と増加傾向にあり、特定不妊治療費助成は平成20年度の514件から令和3年度には1,456件と約2.8倍となっており、不妊治療に関する相談体制や制度の周知、企業など社会全体の不妊治療に関する理解の促進が必要となっています。(家庭支援課)
- ・令和4年度から不妊治療が保険適用となりましたが、一部は保険適用外とされ、これまでより経済的負担が増加するケースも見込まれます。(家庭支援課)



鳥取県における不妊相談件数（家庭支援課調べ）

※平成28年度以降については、東部不妊専門相談センターに加え、新たに西部不妊専門相談センターを設置したため相談件数が増加した。



鳥取県における特定不妊治療費助成数（家庭支援課調べ）

※平成25年度以降については、同年度に開始した県独自事業を含む。

【今後の取組の方向性】

《 妊娠及び出産 》

- ・主に若年層に対する就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体に関する情報の提供及び正しい知識の普及の促進（子育て王国課）
- ・安心・安全な妊娠、出産に関する相談や情報提供の充実（家庭支援課）
- ・妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（家庭支援課）

《 不妊・不育 》

- ・子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、願いをかなえるための保険適用外の治療に係る経済的負担の軽減（家庭支援課）
- ・男性を含めた不妊、不育に関する相談体制の充実（家庭支援課）
- ・必要な方が早い段階で不妊治療に取り組むことができるよう、不妊症診断に必要な初期検査（保険適用外）に係る費用の一部助成の拡充（家庭支援課）
- ・不育症の検査や治療に係る費用の助成（家庭支援課）
- ・仕事をしながら不妊治療（プレ・マタニティ医療）を受けやすい環境を整備するため、労働者に不妊治療のための休暇を取得させた事業主に奨励金を支給（子育て王国課）

- (4) 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。

【現状と課題】

《 医療提供体制 》

- ・県内で出産できる医療機関が少なく、地域で安心して出産できる体制の維持・充実が求められています。また、全県的に産科・小児科医が不足しており、確保策を進めていくことが必要です。（医療政策課）
- ・小児科医師、脳神経小児科医師の不足により市町村が行う乳幼児健診の医師確保が難しくなっており、健診協力医師の確保を進めていくことが必要です。（家庭支援課）

《 産前・産後のケア 》

- ・妊娠期から子育て期にわたる様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援と各種の支援サービスの充実が必要です。（家庭支援課）
- ・産後うつや児童虐待を予防・早期発見するため、産後健診を通して把握した要支援者を確実に支援につなげる必要があります。（家庭支援課）

《 医療費助成 》

- ・小児医療費助成では、平成23年度に対象年齢を小学校就学前までから中学校卒業までに拡大。平成28年度に対象年齢を18歳まで拡大するとともに、平成29年度には訪問看護も対象にするなど拡充を図っています。(家庭支援課)

《 受動喫煙の防止等 》

- ・未成年者の喫煙率や、成人男性、妊産婦の喫煙率は低下してきています。(健康政策課)
- ・禁煙指導を受ける者は増加していません。(健康政策課)
- ・未成年者や妊産婦のいるところで喫煙する者が減少していません。(健康政策課)

【今後の取組の方向性】

《 医療提供体制 》

- ・貸付金や処遇改善などによる産科・小児科医、助産師の確保策の推進(医療政策課)
- ・小児医療、周産期医療連携体制の維持・強化(医療政策課)

《 産前・産後のケア 》

- ・各市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」(とっとり版ネウボラ)の支援(子育て王国課)
- ・産後うつや児童虐待を防止し、子育ての円滑なスタートを支援するための産後ケア利用者負担額の無償化と宿泊型サービスの受け皿拡大支援(家庭支援課)
- ・孤立・孤独感を感じながら産後ケア事業を利用していない産婦や、医療機関や市町村、家族にも相談できず不安を抱えている妊産婦の不安を解消するため、心の休息(レスパイト)をとれる居場所の設置及び妊産婦に寄り添う父親の役割を周囲に伝え、後押しできる父親の育成(家庭支援課)
- ・産後ケア施設の安定的な運営に向けた標準的な委託単価の検討(家庭支援課)

《 医療費助成 》

- ・子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、令和6年4月からの小児医療費の完全無償化に取り組む(家庭支援課)

《 受動喫煙の防止等 》

- ・喫煙、受動喫煙がもたらす健康被害など、喫煙に関する知識の更なる普及(健康政策課)
- ・受動喫煙のない社会の実現のために、改正健康増進法の施行に伴う受動喫煙防止対策の推進(健康政策課)

【主な目標指標】

項目	現状値	令和6年度末
産後ケアに取り組む市町村数	19 (令和4年度)	19

(5) 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。

【現状と課題】

《 性・命に関する指導 》

- ・性に関する意識の変化、性のあり方の多様化、多様化と性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加する懸念があります。(体育保健課)
- ・特に高校生～30代の若年層を対象に、将来の妊娠・出産・子育てに関する知識や情報、体験談、いのちの大切さ、次世代にいのちをつなぐ大切さや心構えを伝える研修等を開催しています。(子育て王国課・家庭支援課・体育保健課)
- ・人工妊娠中絶実施率は平成15年の19.3%をピークに減少傾向にあり、令和3年には6.7%に減少していますが、全国平均を上回っています。(家庭支援課)
- ・性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)に寄せられた相談のうち、約3分の1が18歳未満からの相談であることが明らかになっています。(くらしの安心推進課)
- ・子どもに対する性暴力被害を防ぐため、子どもたち自身に、発達段階に応じた性に関する正しい知識や、被害にあった際の適切な対応等を学習する機会を提供するとともに、大人が子どもの性暴力被害を早期に発見し、適切な対応ができるよう、大人自身が性暴力について学ぶ機会を持つことが重要となっています。(くらしの安心推進課)

【今後の取組の方向性】

《 性・命に関する指導 》

- ・学校への医師、助産師等の専門家の派遣及び専門的な研修・学習を実施することによる性に関する指導の推進(子育て王国課・家庭支援課・体育保健課)
- ・特に思春期から青年期までの若年層への妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発及び予期せぬ妊娠を防ぐ取組の推進(子育て王国課・家庭支援課・体育保健課)
- ・性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)による「性の権利について学ぶ学習会」等の啓発活動により、性に関する正しい知識や、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないため及び被害にあった際の具体的な対応等の学習機会を提供(くらしの安心推進課・人権教育課)
- ・「子供や若者を性暴力の当事者にしないための『生命(いのち)の安全教育』の教材」等を活用した教育実践の推進及び教職員研修の実施や学校等に対する情報の発信・普及(人権教育課)

【主な目標指標】

項目	指針作成時点	現状値	長期目標
10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳女子千人あたり)	9.9% (平成24年度)	3.5% (令和3年度)	減少

2 安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策

(1) 保護者の多様な保育ニーズに対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、小規模保育事業所、事業所内保育等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。

【現状と課題】

《 保育量確保 》

- ・女性の就業率は全国に比べて高く、保育ニーズは高いものとなっています。また、年度当初の保育施設の待機児童は0人ですが、一部の地域においては、保育人材不足も影響し、年度途中に入所できないケースも生じています。(子育て王国課)
- ・保育ニーズに応じることができるよう、親の就労状況等に関係なく子どもを受け入れる認定こども園の体制を整えることや様々な保育環境の充実が求められます。(子育て王国課)

【今後の取組の方向性】

《 保育量確保 》

- ・保育所、認定こども園、小規模保育事業所の新設等定員増のための整備・改修事業に対する支援(子育て王国課)
- ・親の就労状況に関係なく子どもを受け入れられる認定こども園の普及に向けた、幼稚園及び保育所からの移行に必要な資格取得支援などの推進(子育て王国課)
- ・保育ニーズに応じた保育環境の整備(子育て王国課)
- ・企業主導型保育施設における地域枠や幼稚園における預かり保育の充実及び2歳児受入れなど新たな保育の受け皿の活用(子育て王国課)
- ・利用児童の量の見込みに応じた保育・幼児教育を行う人材の確保(子育て王国課)
 - 処遇改善をはじめとする勤務条件の向上支援
 - 市町村及び県内養成機関と連携した研修の実施
 - 就職・相談支援や修学資金貸付等による学生や潜在保育士の就職促進

【主な目標指標】

項目		指針作成時点	現状値	令和6年度末	
3歳未満児	保育の確保量(※1)	人数	7,625人(平成25.3)	8,330人(令和3年度末)	9,144人
		うち特定教育・保育施設及び地域型保育事業で確保する人数(※2)	7,167人(平成25.3)	7,719人(令和3年度末)	8,771人
3歳以上児	保育の確保量(※1)	人数	10,510人(平成25.3)	10,548人(令和3年度末)	11,396人
		うち特定教育・保育施設で確保する人数(※2)	10,268人(平成25.3)	10,048人(令和3年度末)	11,055人
認定こども園設置数	設置箇所数	14箇所(平成25年度末)	58箇所(令和4年度末)	60箇所	
延長保育事業	人数	6,144人(平成24年度)	6,980人(令和3年度末)	11,279人	

	設置箇所数	131箇所 (平成24年度)	227箇所 (令和3年度末)	203箇所
--	-------	-------------------	-------------------	-------

※1 保育の確保量

保育所、認定こども園（保育認定のみ）、地域型保育事業、届出保育施設の入所者数をいう。

※2 指針作成時点は認可保育所のみ的人数

＜教育・保育及び地域型保育を行う者の見込み数＞

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み者数	4,617	4,560	4,493	4,433	4,378
うち特定教育・保育施設及び地域型保育事業で確保する人数	4,450	4,393	4,326	4,266	4,211

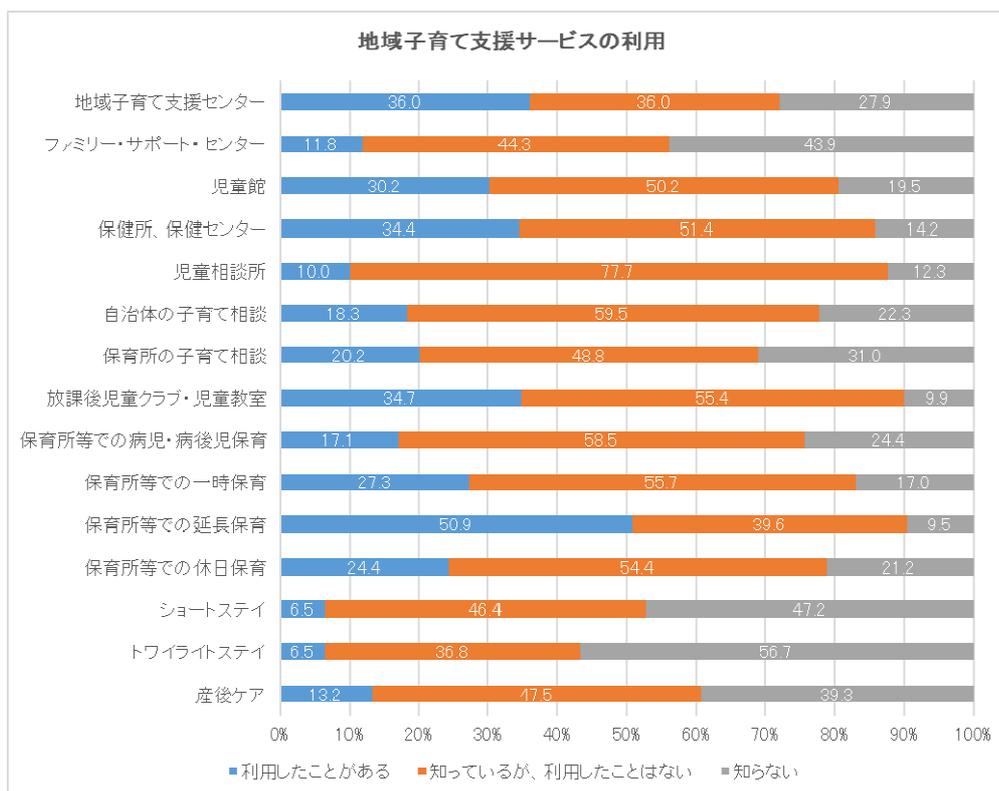
※従事者は、常勤換算で算出。

- (2) 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子供教室、地域学校協働活動、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。

【現状と課題】

《 地域子育て支援拠点等 》

- 令和4年度少子化アンケートの結果では、放課後児童クラブ及び地域子育て支援センターを利用したことがある人は、それぞれ約35%となっており、それぞれニーズの高いサービスとなっています。(子育て王国課)
- 放課後児童クラブにおいては、一部地域において定員を超えたニーズがあるため利用できないケースも生じています。(子育て王国課)
- 放課後児童クラブや放課後子供教室等における、異年齢の児童や地域の人等の様々な人とのかかわりを深める活動の充実が求められています。(子育て王国課・社会教育課)
- 地域学校協働活動においては、学校への「支援」にとどまらず、地域と学校が「連携・協働」して、地域とともにある学校づくりを推進していくことが求められています。(社会教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)
- 7市町村(令和4年度現在)で家庭教育支援チームが組織されており、地域の実態に応じた取組を行っていますが、家庭教育支援に携わる人材が不足していたり、教育分野と福祉分野の連携・協働体制に課題を感じたりしている市町村も見られます。(社会教育課)
- 県全体の放課後等デイサービス事業所数は年々増加していますが、山間部など不足している地域もあります。また、インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携が必要です。(子ども発達支援課)



鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果（令和4年度実施）

【今後の取組の方向性】

《 地域子育て支援拠点等 》

- ・放課後児童クラブの受入拡大の対応及び地域子育て支援センターの機能充実を図る市町村への支援（子育て王国課）
- ・市町村において、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組が円滑に進められるよう、「子ども部局」と「教育委員会」とが連携して推進委員会を設置し運営を行う体制の充実（子育て王国課・社会教育課）
- ・市町村が実施する放課後児童クラブの従事者・放課後子供教室の参画者の人材確保及び資質向上や、両事業の従事者・参画者との間での情報交換・情報共有、活動内容の充実を図るための合同研修の実施（子育て王国課・社会教育課）
- ・学校・家庭・地域のよりよい連携・協働や地域学校協働活動の充実のための研修会の実施（社会教育課）
- ・地域の実態に応じた家庭教育支援チーム形成や各家庭等を訪問して必要な支援につなげる「訪問型（届ける）家庭教育支援」体制の構築についての研修、市町村への伴走支援の実施（社会教育課）
- ・放課後等デイサービスの提供事業者及び市町村に対する事業の開始や拡大の働きかけ及び学校や放課後児童クラブ等との連携強化（子ども発達支援課）

【主な目標指標】

項目		指針作成時	現状値	令和6年度末
放課後児童クラブ又は放課後子供教室を設置している小学校区の割合		96% (平成25年度)	99.2% (令和3年度末)	100%
ファミリー・サポート・センターを利用できる市町村数		17 (平成25年度)	19 (令和4年度末)	19
一時預かり事業	設置箇所数	69箇所 (平成25年度)	81箇所 (令和3年度末)	108箇所
放課後児童クラブ	人数	5,177人 (平成25年度)	8,478人 (令和4年度末)	9,996人
	設置箇所数	138箇所 (平成25年度)	197箇所 (令和4年度末)	239箇所
地域子育て支援拠点事業	設置箇所数	52箇所 (平成25年度)	41箇所 (令和3年度末)	43箇所

- (3) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育者」という。）等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施や評価、施設情報の公表等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。

【現状と課題】

《 保育・幼児教育の質の確保 》

- ・国が定める基準を超えて保育士を配置することにより子どもたちに対してきめ細やかな対応を行っている保育施設に対して助成をするなど、保育の質の向上に向けた取組を支援しています。また、保育者等を対象に、経験年数や課題に対応した研修を実施し、専門性の向上に努めることが必要です。（子育て王国課・小中学校課）
- ・評価の実施や施設情報の公表などにより透明性を高め、保育・幼児教育の充実・改善につなげることが必要です。（子育て王国課・小中学校課）

【今後の取組の方向性】

《 保育・幼児教育の質の確保 》

- ・保育者等を対象とした研修や各施設への訪問指導の充実による保育・幼児教育の質の向上（子育て王国課・小中学校課）
- ・自己評価を中心とした学校評価・園評価の推進や、子ども・子育て支援情報公表システム等を活用した施設情報の公表による透明性の向上（子育て王国課・小中学校課）

【保育士・幼稚園教諭等向け研修等の主なもの（令和4年度実施）】

区分	研修等名	実施主体
専門研修	保育所保育指針実践研修会	県、県教育委員会
	保育者等保護者・家庭支援研修会	県
	保育所・幼稚園・認定こども園リーダー養成研修	県（委託）
	人権・同和保育研修	
	乳児保育担当者研修	

	障がい児保育担当者研修	
	園経営研修	県教育委員会
	鳥取県幼児教育推進研究協議会	
	幼保小接続推進研修会	
	幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の合同研修会 (東部・中部・西部の県内3地区で実施)	
	食育研修	
階層別 研修	非正規保育士スキルアップ研修会	県、県教育委員会
	施設長研修会	子ども家庭育み協会 (県補助)
	主任保育士研修会	
	初任・初級保育士研修会	
	新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修	県教育委員会
	中堅教諭等資質向上研修	
	鳥取県幼児教育指導者研修会	
保育者の向上期パワーアップ研修会		
訪問支援	計画訪問、要請訪問、巡回訪問	県、県教育委員会

【主な目標指標】

項目	現状値	令和6年度末
子育て王国課並びに幼児教育センターが主催する研修会に参加した園の割合	87.0% (令和3年度末)	88%

- (4) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。

【現状と課題】

《 学力の向上 》

- ・全県で取り組む指標を鳥取県の「教育に関する大綱」で定め、学校及び市町村と県の教育委員会が連携して学力向上に向けて取り組んでおり、一層の取組推進が求められます。(小中学校課)
- ・今後の高等学校教育で求められる学力の3要素「①知識・技能」、「②思考力、判断力、表現力」、「③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を育むため、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業の設計・実践・公開に取り組んでおり、今後も授業改革の全県的な普及を進めていくことが必要です。(高等学校課)

《 幼保小連携・施設間連携 》

- ・幼児教育の質の向上及び保育所、認定こども園、幼稚園等での子どもの育ちと学びを小学校へつなぐことが必要とされています。小学校においては、遊びを通して育まれてきたことが各教科等の学習に円滑に接続されるような指導の工夫が求められています。(子育て王国課・小中学校課)
- ・保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所等の保育者等の相互連携を推進することが必要です。(子育て王国課・小中学校課)

《 小中連携 》

- ・今後も進展が見込まれる少子化への対応や地域創生のために、小中9年間の一貫した教育の推進や、コミュニティ・スクールの仕組みを活用したふるさとキャリア教育を行うなど、学校と地域の連携・協働が一層求められています。(小中学校課・社会教育課)

《 中高連携 》

- ・中学校において適切な進路選択がなされることは、中学校での学びだけではなく、高校における主体的な学びにもつながります。高等学校体験入学等の実施や進路指導資料の配付により、各高校の特色や教育内容、学校生活に対する理解の促進を図るとともに、中学校への出前授業や高校での体験学習の機会の提供により中学校から高校への円滑な移行を進めており、引き続き実施していくことが必要です。(高等学校課)

《 基礎学力の定着 》

- ・全国学力・学習状況調査において、小学校理科及び中学校国語・数学・理科は全国平均と差はみられませんでした。小学校国語・算数は全国平均を下回っています。学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が求められています。(小中学校課)

《 学習意欲の向上 》

- ・児童生徒一人一人の学力の伸びや、自己効力感をはじめとする学力を支える力等の非認知能力・学習方略等の教育データをもとに、個に応じた指導・支援を充実させていくことが必要です。(小中学校課)

《 特別支援教育の充実 》

- ・保護者の価値観の多様化、子育てに不安や悩みを持つ保護者、特別な配慮を必要とする子どもの増加などに対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園等の機能を活用した、それぞれの子ども達に応じたきめ細かな子育て支援が必要となっています。(小中学校課・子育て王国課)
- ・個に応じた指導・支援の充実を図る取組の1つとして、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率を向上させる必要があります。(特別支援教育課)
- ・幼児児童生徒のうち、発達障がいと診断された人数は年々、増加しており、発達障がいのある幼児児童生徒への指導と支援を充実させていくことが必要です。(特別支援教育課)

《 障がい児への対応 》

- ・障がい児支援の経験のある看護職員や医療専門職、児童指導員等の人数が十分ではない状況にあるため、障がい児支援にあたる人材を養成、確保していくことが必要です。(子ども発達支援課)

《 私立学校教育 》

- ・各私立学校では、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育の提供に努めており、これらの活動をさらに推進し、教育内容等の改善・充実に資するよう支援する必要があります。(総合教育推進課)

《 幼児教育の充実 》

- ・乳幼児期においては、遊びを通して、自分の体を十分に動かし、体を動かす心地よさを感じることを通して、進んで体を動かそうとする意欲を育てることが大切です。(子育て王国課・小中学校課)
- ・人と関わることの楽しさを味わったり、きまりを守ることの気持ちよさや大切さに気付くなど、道徳性や規範意識の芽生えを育むことが大切です。(子育て王国課・小中学校課)
- ・子どもが周囲の環境に好奇心や探究心をもって関わり、考えることの楽しさに気付く、自ら考えようとする気持ちを育てることが大切です。(子育て王国課・小中学校課)
- ・絵本や物語、童謡などに親しむ活動の充実、言葉による伝え合い、言葉に対する感覚を豊かにする活動を工夫するなど、子どもをとりまく言語環境を豊かにするよう努める必要があります。(子育て王国課・小中学校課)
- ・子どもが感動し表現したことを保育者等が受け止め、共感することで、表現することの楽しさや喜びを感じ、表現への意欲を高めることが大切です。(子育て王国課・小中学校課)

【今後の取組の方向性】

《 学力の向上 》

- ・令和2年3月に策定した「鳥取県学力向上推進プラン」に基づき、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった学力向上施策を推進（小中学校課）
- ・教員が、ICTの活用を含め生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出す手法を学ぶなど、授業の幅を広げる取組の推進（高等学校課）

《 幼保小連携・施設間連携 》

- ・保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校等の連携・接続の体制整備・充実（子育て王国課・小中学校課）
- ・保育所等と小学校等の教職員等の連携・交流の推進（子育て王国課・小中学校課）
- ・子どもの育ちと学びのつながりを意識した教育・保育内容の充実と幼保小の架け橋プログラムの実施に係る取組の推進（子育て王国課・小中学校課）
- ・保育所等と小学校の教職員の意見交換や合同研修会等を通じた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有（子育て王国課・小中学校課）
- ・施設間相互の訪問研修や合同研修等、施設の垣根を越えた取組の実施（子育て王国課・小中学校課）

《 小中連携 》

- ・中学校区で学力課題の解決に向け、教科の系統性を意識した授業改革に取り組むなど、校種を越えた連携の充実（小中学校課）

《 中高連携 》

- ・中学生や保護者及び中学校の教員等に対し、高等学校についての理解を深める取組を引き続き促進（高等学校課）

《 基礎学力の定着 》

- ・全国学力・学習状況調査及びとっとり学力・学習状況調査の結果を活用した学力向上に係るPDCAサイクルの確立（小中学校課）
- ・全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった課題の解決に向けた授業づくりの推進（小中学校課）
- ・とっとり学力・学習状況調査の結果を活用した教育施策の充実（小中学校課）
- ・PTA等と連携した生活習慣の大切さの啓発（教育総務課・社会教育課）

《 学習意欲の向上 》

- ・管理職のリーダーシップによる学力向上の取組の推進（小中学校課）
- ・児童生徒一人一人の学力の伸びや、非認知能力・学習方略等の教育データをもとに、個に応じた指導・支援の充実（小中学校課）
- ・児童生徒の主体的、意欲的な学習活動の充実（小中学校課）

《 特別支援教育の充実 》

- ・障がいのある子どもの多様な学びの場の構築（特別支援教育課（・小中学校課・高等学校課））
- ・各種研修及び特別支援学校教諭免許状認定講習の実施等による教職員の専門性の向上（特別支援教育課）

《 障がい児への対応 》

- ・重度障がい児、医療的ケア児及び発達障がい児、聴覚障がい児等の支援体制（人材養成及び確保を含む）の充実（子ども発達支援課）

《 私立学校教育 》

- ・私立学校の教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費に対する助成（総合教育推進課）

《 幼児教育の充実 》

「遊びきる子ども」の育成

○健康な体づくり

- ・ 基本的な生活習慣の定着（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 進んで体を動かす活動の充実（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 食に関する活動の充実（子育て王国課・小中学校課）

○豊かな人間性の醸成

- ・ 様々な人との関わりを深める活動の工夫（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 愛情や信頼関係、自己肯定感を育む援助（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 道徳性の芽生えを培う活動の充実（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 規範意識の芽生えを育む活動の充実（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 生命を大切にすることを養う活動の工夫（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 自分とは異なる感情や表現の仕方があることに気付く体験の積み重ね（子育て王国課・小中学校課）

○学びの基礎づくり

- ・ 心が揺さぶられる体験の充実（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 表現する過程を楽しめる工夫（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 言葉による伝え合い、言葉に対する感覚を豊かにする活動の工夫（子育て王国課・小中学校課）
- ・ 絵本や物語、童話などに親しむ活動の充実（子育て王国課・小中学校課）

【主な目標指標】

項目	指針作成時	現状値	令和6年度末
小学校教員による保育所、幼稚園での保育体験研修の実施	15市町村 (平成24年度)	17市町村 (令和4年度末)	19市町村
幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置	83.6% (平成24年度)	81.8% (令和4年度末)	全ての小学校区 で実施
園と小学校の教職員の合同研修会、保育体験の実施	—	43.0% (令和4年度末)	全ての小学校区 で実施

- (5) 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。

【現状と課題】

《 食育活動 》

- ・多くの団体等で食育活動が展開されており、子どもの食育は着実に進展していますが、一人ひとりが食育を実践していくためには、食育活動が地域で定着し、充実していくことが必要です。(健康政策課)
- ・朝食を欠食したり主食のみで済ませる子どもが一定数あり、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れが見られるため、これらを改善する必要があります。(体育保健課)
- ・体験活動を通じた食と農林水産業の関わりを理解することが必要です。(農林水産政策課)

《 運動 》

- ・鳥取県の体力・運動能力調査では、長座体前屈等、全国平均値を下回る種目があります。また、運動する児童生徒と運動しない児童生徒の二極化傾向が見られます。幼児期、小学生の頃から運動の必要性への理解を深めるとともに、運動の心地良さを体験することを通じて運動意欲を向上させることが求められます。(体育保健課)
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、本県の子どもたちが夢や希望を持ち、その能力を最大限に伸ばすことによって、世界を舞台に活躍できる選手を育てていくことが求められます。(スポーツ課)

《 伝統芸能・文化財 》

- ・文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできない県民共有の財産であり、本県文化の向上発展の基礎をなすものであることを県民が理解することが求められます。(文化財課・とっとり弥生の王国推進課)
- ・小・中・義務教育学校では、総合的な学習の時間等の学習を通して、文化財や自然に触れ、学ぶ機会を確保していますが、更なる充実が望まれます。(文化財課・とっとり弥生の王国推進課)
- ・子どもたちが、地域の文化財について楽しく学び、地域に誇りをもてるように、文化財を教育の中に効果的に取り入れることが求められます。(文化財課・とっとり弥生の王国推進課)

【今後の取組の方向性】

《 食育活動 》

- ・地域の食育活動指導者の育成、各団体・地域のネットワークづくりの支援・情報提供（健康政策課）
- ・学校における組織的・体系的な食に関する指導の充実及び学校給食における県産品利用を進めることによる食育の推進（体育保健課）
- ・学校と家庭・地域が連携した食育の推進（体育保健課）
- ・農林水産物生産の場における食育活動の推進（農林水産政策課）

《 運動 》

- ・教員の指導力向上のための取組の推進及び児童生徒の運動意欲の増進（体育保健課）
- ・体力向上に係る各学校の取組の充実や地域と連携した取組の推進（体育保健課）
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、世界で活躍する選手の発掘及び育成（スポーツ課）

《 伝統芸能・文化財 》

- ・出前講座による文化財を知り接する機会の創出（文化財課・とっとり弥生の王国推進課）
- ・伝統芸能や伝統技術保持者との交流や体験などによる伝統文化などを学び触れる機会の充実（文化財課）

【主な目標指標】

項目		指針作成時	現状値	令和5年度末
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小5男子	68.6% (平成25年度)	51.5% (令和4年度)	70% (小5男子)
	小5女子	48.0% (平成25年度)	34.2% (令和4年度)	50% (小5女子)

(6) 保育所等において自他の命を大切にすることを育成する取組を充実させること。

【現状と課題】

《 いじめ対策 》

- ・いじめの未然防止への取組を社会総がかりで進めていくことが必要です。（いじめ・不登校総合対策センター）

《 幼児教育 》

- ・家庭や地域における遊びが変化し、外遊びや直接体験が不足している傾向が見られます。(子育て王国課・小中学校課)
- ・思いや言葉をたくさんもっていても、集団の中で自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすること、同年代の友達と関わることなどが苦手であるといった傾向が見られます。(子育て王国課・小中学校課)
- ・多様化する社会環境の中で育つ子どもたちの自制心や規範意識の低下、さらに、自己肯定感や友達と協同する経験の不足についても指摘されています。(子育て王国課・小中学校課)

【今後の取組の方向性】

《 いじめ対策 》

- ・「いじめ防止対策推進法」をふまえた対応(いじめ・不登校総合対策センター)
- ・いじめ防止のための子どもたちの自主的な活動の支援(いじめ・不登校総合対策センター)
- ・学校におけるいじめの早期発見、適切な対応に向けた組織体制、教職員研修等の充実(いじめ・不登校総合対策センター)

《 幼児教育 》

- ・鳥取県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」に向けて、保育所等における子どもたちの遊びや体験を充実させる取組の推進(子育て王国課・小中学校課)
- ・同年齢や異年齢の乳幼児・小・中・高校生、障がいのある幼児児童生徒、地域の人々などとの交流など様々な人との関わりを深める活動の工夫(子育て王国課・小中学校課)
- ・遊びを通じた善悪の判断や友達への思いやりの心を育成するなど、道徳性の芽生えを培う活動の充実(子育て王国課・小中学校課)
- ・生命を大切にする気持ちを養う活動の工夫(子育て王国課・小中学校課)
- ・愛情や信頼関係、自己肯定感を育む援助(子育て王国課・小中学校課)

(7) 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。

【現状と課題】

《 施設整備・事故予防、災害対応 》

- ・学校施設の耐震化は完了しましたが、学校施設・設備の老朽化が顕著な状況です。このため、各施設の長寿命化に向けた計画的な改修、維持管理を行っていくことが必要です。(教育環境課)
- ・私立学校の耐震化については目途がつかいましたが、施設の老朽化に伴う修繕やトイレの洋式化等の大規模修繕等を必要としている学校もあることから、引き続き、生徒のより良い教育環境の充実を図っていくことが必要です。(総合教育推進課・子育て王国課)
- ・教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組の促進や事故発生時における適切な事故対応の徹底を図り、安全で安心な教育・保育環境を整備することが必要です。(子育て王国課)
- ・施設の設備の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組について、安全計画を定めて取り組んでいくことが必要です。(子育て王国課)
- ・非常災害時の具体的な計画を定めるとともに、計画の周知、定期的な訓練を行っています。(子育て王国課)
- ・保育所等の送迎用バスに安全装置の設置が義務化されたことから、制度への理解を深め、令和5年度末までにすべての送迎バスに安全装置の設置が必要です。(子育て王国課)
- ・東日本大震災、鳥取県中部地震等を教訓に、災害時に児童生徒自らが自他の命を守り抜くための防災教育の充実が必要です。(体育保健課)
- ・GIGAスクール構想の実現など、今後の学校教育の情報化の推進に応じた、通信環境の充実や児童・生徒が安全・安心して利用できる環境づくりが必要です。(教育センター)

《 交通安全 》

- ・県内では、自転車通学中の事故が、毎年発生しており、事故をなくす必要があります。(体育保健課)
- ・全国では、通学路における登下校時の事故が発生しており、通学路の安全対策が求められています。(体育保健課)

- ・新入学期を中心に、保育所、幼稚園や学校において、子どもと保護者に対して、道路の横断方法、自転車の乗り方等交通ルールについて年齢層に合わせた交通安全教育を行っています。(警察本部交通企画課)
- ・法律では、6歳未満の幼児を自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)に乗車させる際は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。一般社団法人日本自動車連盟との合同による県内のチャイルドシート使用状況調査では、令和4年の調査結果で61.7%となっており、引き続き、使用義務の周知と効果に関する理解の促進を図っていくことが必要です。(警察本部交通企画課)

《 防犯対策 》

- ・学校と連携し、校内への不審者侵入事案及び登下校時の声かけ事案等への対応訓練を実施して子どもの対応能力の向上に努めています。(警察本部生活安全企画課)
- ・認知した不審者情報は、あんしんトリピーメールでタイムリーな情報発信を行うとともに、教育委員会、学校、防犯ボランティア、コンビニエンスストア等の関係機関へも情報提供して、被害防止の注意喚起を実施しているほか、県警ホームページに不審者情報を掲載して情報発信を行っています。(警察本部少年・人身安全対策課)
- ・不審者情報認知時には警察官のパトロールを強化し、学校、保護者、防犯ボランティア等と連携した通学路の見守り活動を実施しています。(警察本部少年・人身安全対策課、くらしの安心推進課)
- ・子どもに対する「声かけ」等の不審者事案が後を絶たない中、不審者等の子どもへの接近を効果的に抑止するためには、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図り、登下校時等における青色防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域防犯活動を活性化することによって、地域の連帯感を強め、お互いに支え合う良好な社会環境の形成を通じて、犯罪の起きにくい環境を作り出すことが課題となっています。(警察本部生活安全企画課・くらしの安心推進課)

《 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策 》

- ・保育所、幼稚園や学校等において、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大を防止するため、保健衛生用品等の整備等が必要です。(子育て王国課・健康政策課・体育保健課・教育環境課)
- ・感染症予防に関する教育など健康教育の充実に取り組むとともに、感染拡大防止のための臨時休校等の措置が、子どもたちの学びや心身の発達に与える影響を十分に踏まえ、必要な活動を継続しうる体制を整備し、感染症に起因する不当な差別や偏見を持たせないよう、子どもたちの人権意識を高めることも必要です。(子育て王国課・健康政策課・体育保健課・人権教育課・総合教育推進課)

《 教育内容の公開等 》

- ・全ての私立中・高等学校において教育内容等を情報公開し、自己評価を実施しています。(総合教育推進課)

【今後の取組の方向性】

《 施設整備・事故予防、災害対応 》

- ・県立学校における老朽化した施設設備の計画的改修、維持管理(教育環境課)
- ・各私立学校の設置者による老朽化施設設備の大規模修繕等の支援(総合教育推進課・子育て王国課)
- ・教育・保育施設等における安全管理研修の実施等による安全・安心に係る環境整備の推進(子育て王国課)
- ・災害時に対応できるよう、避難確保計画または非常災害対策計画に基づく継続的な訓練の実施(子育て王国課)
- ・保育所等の送迎用バスに安全装置の設置が義務付けられたことによる設置の支援(子育て王国課)
- ・地震や津波等の災害から児童生徒を守るための実践的な防災教育の推進(体育保健課)
- ・遠隔授業の実施やデジタル教科書・教材の普及等の教育環境の変化、教育における情報化の進展に合わせた通信環境やICT機器の整備及び支援を進めていく(教育センター、総合教育推進課)

《 交通安全 》

- ・自転車乗車中の事故等をなくすための交通安全教育の充実(体育保健課)
- ・交通事故の危険性を疑似体験できる交通安全教育用機材等を活用した交通安全教育の継続実施(警察本部交通企画課)
- ・チャイルドシートの使用徹底に向けた広報等の実施(くらしの安心推進課)
- ・自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入の促進(くらしの安心推進課)
- ・信号機のない横断歩道における運転者の歩行者への保護意識の向上と歩行者の横断意思表示等の推進(くらしの安心推進課)
- ・通学路・園外活動ルート of 安全対策の実施(道路企画課)
- ・関係機関と連携した通学路の安全確保(体育保健課)

《 防犯対策 》

- ・不審者等の犯罪から児童生徒を守るための学校・家庭・地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進（体育保健課）
- ・学校内での不審者対応訓練の継続実施（警察本部生活安全企画課）
- ・地域での見守り活動及び街頭防犯カメラの設置促進による安全な通学路づくりの推進（警察本部生活安全企画課）
- ・通学路における見守り活動の推進（くらしの安心推進課）
- ・地域防犯活動の中心的役割を担う防犯リーダーの養成及び散歩等日常生活の中でのながら見守りの啓発（くらしの安心推進課）

《 新型感染症対策 》

- ・感染症の拡大防止を図るための保育所、幼稚園や学校等に対する保健衛生用品等の整備、施設改修（子育て王国課・健康政策課・体育保健課・教育環境課）
- ・子どもたちの多様な学びの機会を保障するICT機器の整備（教育センター・小中学校課・高等学校課・総合教育推進課）

《 教育内容の公開等 》

- ・私立学校の教育内容及び経営内容の情報公開の一層の促進（総合教育推進課）
- ・私立学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進（総合教育推進課）

【主な目標指標】

項目	指針作成時	現状値	令和5年度末
避難訓練（不審者対応、地震、火災等）を年2回以上（小学校は3回以上）実施した学校の割合			
小学校	67% (平成24年度)	88.0% (令和4年度末)	90%
中学校	11% (平成24年度)	93.0% (令和4年度末)	100%
高等学校	25% (平成24年度)	100% (令和4年度末)	100%
特別支援学校	89% (平成24年度)	100% (令和4年度末)	100%

(8) 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。

【現状と課題】

《 経済的支援 》

- ・保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化とともに、多子世帯や中山間地域の保育料軽減を実施している市町村に対する補助を引き続き実施する必要があります。(子育て王国課)
- ・幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、自治体間で運営情報等を共有し、必要に応じて是正指導等を行うなど、新たな取組が求められています。(子育て王国課)
- ・経済的に修学が困難な高校生に対しては、高校生等奨学給付金の給付や奨学金の貸与による修学支援を実施しています。(人権教育課)
- ・児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対して、利用料の軽減を実施し、多子世帯の保育料軽減制度との均衡を図っています。(子ども発達支援課)

【今後の取組の方向性】

《 経済的支援 》

- ・3歳未満の子どものうち第3子以降及び低所得世帯の第2子の保育料無償化や中山間地域の保育料の軽減の継続、及び保育料の一層の負担軽減策の検討(子育て王国課)
- ・幼児教育・保育無償化の円滑な実施及び県・市町村間の情報連携や監査の合同実施(子育て王国課)
- ・保育所等を利用しない在宅育児世帯に対する経済的支援の実施(子育て王国課)
- ・低所得世帯の高校生の教材費等の経費負担を軽減するための高校生等奨学給付金や奨学金貸与制度の継続(人権教育課)
- ・私立中学校・高等学校に通学する生徒への就学支援金の支給(総合教育推進課)
- ・公共交通機関を利用して通学をしている高校生への通学費助成(家庭支援課)
- ・多子世帯の保育料軽減制度との均衡を踏まえた児童発達支援センター利用料軽減制度の継続(子ども発達支援課)

(9) 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。

【現状と課題】

《 自然体験 》

- ・ 保育所や幼稚園などにおいて豊かな自然を活用した取組が広がっており、それを支援する取組が求められています。(子育て王国課)
- ・ 自然フィールドで日々活動する園に対する県の助成も始まっていますが、依然として運営が厳しい状況にあり、支援が必要となっています。(子育て王国課)
- ・ 長く続いたコロナ禍により子どもたちの体験機会が大きく減少していることに加えて、経済的困難など家庭の事情による体験格差解消が課題となっています。(社会教育課)

【今後の取組の方向性】

《 自然体験 》

- ・ 「とっとり自然保育認証園」の拡大を図るなど、既存の保育施設における鳥取県の豊かな自然を活用した野外保育・教育への支援の充実 (子育て王国課)
- ・ 自然フィールドを活用した子育て・保育・幼児教育を中心に行う園に対して、鳥取県独自の認証制度である「とっとり森・里山等自然保育認証制度」によって認証し、運営を支援 (子育て王国課)
- ・ 自然保育を推進する他の自治体との連携等による自然保育の効果検証や普及啓発、研修会の開催等による質の向上 (子育て王国課)
- ・ 青少年社会教育施設等での自然体験活動の充実や体験格差を是正する取組、自然体験の機運を高める取組の実施 (社会教育課)

【主な目標指標】

項目	現状値	令和6年度末
自然保育に取り組む施設数	45園 (令和4年度末)	48園

3 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する 施策

(1) 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。

【現状と課題】

《 職場環境 》

- ・育児と仕事が両立できる職場環境づくりに取り組むことが重要なことから、ワーク・ライフ・バランスを含む働き方改革を進める必要があります。(とっとり働き方改革支援センター)
- ・働き続けることを希望する人が、出産、子育てなどにより就業を中断することなく継続できるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。(女性活躍推進課)

【今後の取組の方向性】

《 職場環境 》

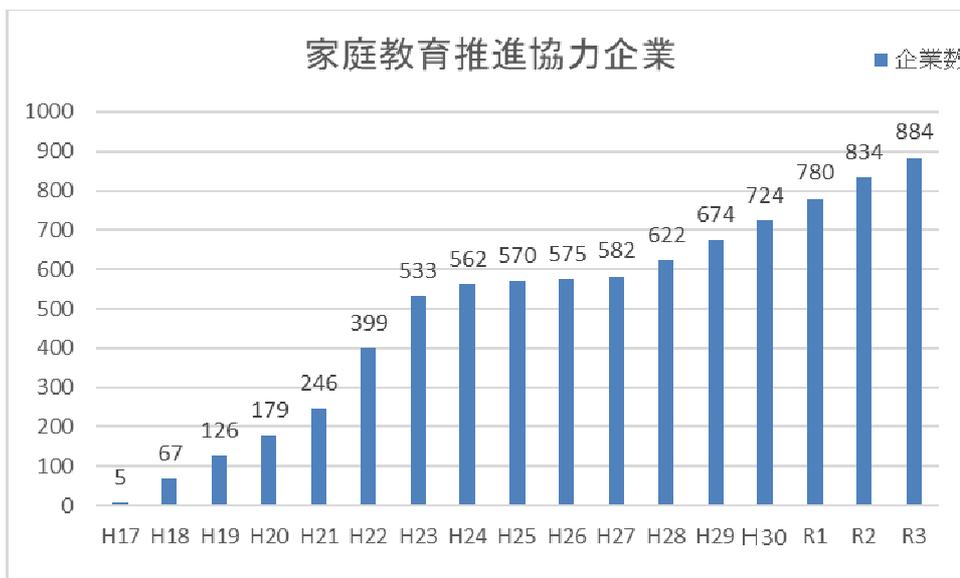
- ・セミナーや事例発表会を通じて経営者・従業員の意識改革や働き方改革の機運醸成を図り、企業の働きやすい職場づくりの取組を支援(とっとり働き方改革支援センター)
- ・企業訪問等による男女共同参画推進への取組促進(女性活躍推進課)
- ・ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を普及拡大し、誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を推進(女性活躍推進課)

(2) 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就業環境の整備を図ること

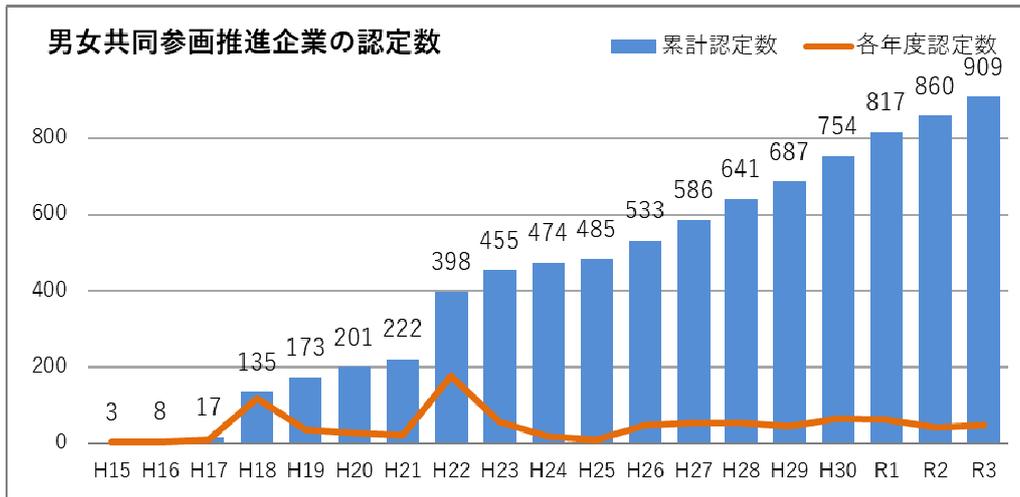
【現状と課題】

《 職場環境 》

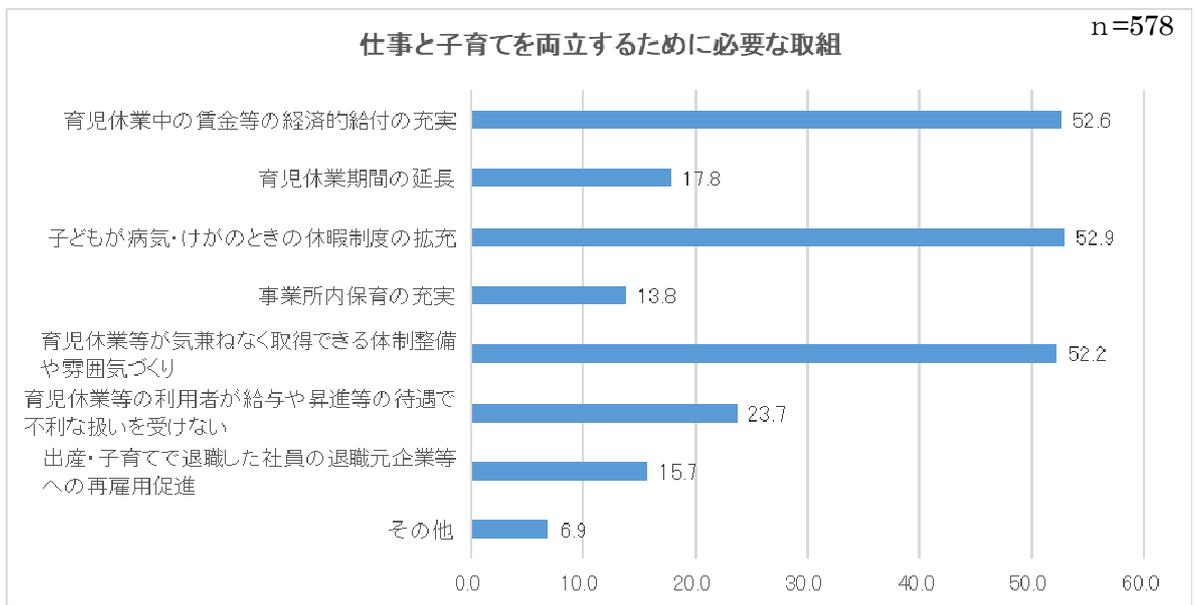
- ・家庭教育支援となる職場環境づくりに自主的に取り組んでいる企業が増加していますが、取組に差がみられたり、経済的な状況や従業員の構成の変化等により取組が難しい企業もあり、取組を支援していく必要があります。(社会教育課)
- ・誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む鳥取県男女共同参画推進企業や、企業トップが育児はもちろん介護と仕事の両立を応援し自らもワーク・ライフ・バランスを実践する「イクボス・ファミボス」となることを宣言したイクボス・ファミボス宣言企業は増加していますが、引き続き誰もが働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。(女性活躍推進課)
- ・男性の育児休業の取得率は低い水準にとどまっており、また令和4年度少子化アンケートの結果によると「育児休業中の賃金等の経済的給付の充実」「子どもが病気・けがのときの休暇制度の拡充」「育児休業等が気兼ねなく取得できる体制整備や雰囲気づくり」が必要との回答が多く、男女が共に働きながら子育てを担うことができる職場環境の整備が必要です。(子育て王国課・雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター・県立ハローワーク)



県家庭教育推進協力企業の協定締結数の推移 (社会教育課調べ)



鳥取県男女共同参画推進企業の認定数の推移（女性活躍推進課調べ）



鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査結果（令和4年度実施）

【今後の取組の方向性】

《 職場環境及び金融機関と連携した支援 》

- ・企業紹介リーフレットやホームページ等の広報ツールを活用した家庭教育推進協力企業制度や協力企業の取組の周知及び紹介（社会教育課）
- ・企業訪問等による男女共同参画推進への取組促進（女性活躍推進課）
- ・ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を普及拡大し、誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を推進（女性活躍推進課）
- ・誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた支援及び官民一体となった取組の展開による機運醸成（女性活躍推進課・子育て王国課・社会教育課）
- ・育児のための休業取得をしやすい環境整備等、雇用の改善に取り組む企業を県ホームページに掲載するとともに、金融機関と連携して従業員及び企業に対して金利優遇等の支援（子育て王国課）
- ・育児休業や有給休暇等の取得に向けた就労環境整備の促進（雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター・県立ハローワーク）
- ・魅力ある県内企業への就職促進と奨学金返還助成の充実（ふるさと人口政策課）
- ・男性の育児参加休暇・子の看護休暇を取得させた事業主に奨励金を支給（子育て王国課）
- ・病児・病後児保育施設間の連携による利用可能人数の拡大と利便性の向上（子育て王国課）

【主な目標指標】

項目	指針作成時	現状値	令和6年度末
鳥取県男女共同参画推進企業の認定数	485社 (平成25年度)	969社 (令和4年度末)	1,100社
男性の育休取得に向けた環境整備に取り組む企業数	—	130社 (令和4年度末)	50社 (令和2～6年度)
病児・病後児保育施設定員数	—	117人 (令和4年度末)	120人

4 きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策

(1) 積極的に育児に参画する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。

【現状と課題】

《 育児参画 》

- ・子育てに積極的に取り組んでいくきっかけとして、毎月19日を「とっとり育児の日」とし、メディアを活用した広報等により周知を図ってきたところですが、育児の日の認知率が低いため、広報の強化と継続した啓発活動に取り組む必要があります。
(子育て王国課)
- ・家庭において協力して育児をし、家族の絆を深めるため、男性の育児参画を促進する必要があります。(女性活躍推進課・子育て王国課・図書館)
- ・子育て世代に的確に子育て支援情報を届けていく必要があります。(子育て王国課)

【今後の取組の方向性】

《 育児参画 》

- ・「子育て王国とっとり」の認知度、各種の広報手段を活用し、市町村と協調した継続的な広報の実施(子育て王国課)
- ・夫婦間の家事・育児の分担や男性が家事・育児参画を促進するためのキャンペーン等の実施(女性活躍推進課)
- ・男性も絵本などの読み聞かせを行うことができるよう”読みメン”を増やす取組の実施と普及推進(図書館)
- ・スマートフォンのアプリを活用した情報発信の実施(子育て王国課)

(2) 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。

【現状と課題】

《 育児支援団体 》

- ・子どもたちがアートに触れる機会を増やしたり放課後児童クラブを実施し子育てしやすいまちづくりを目指すなど、「子どもの健全育成を図る」分野の活動を行っているNPOが173法人あります。(県民参画協働課)
- ・個人とボランティアを募集する団体をマッチングするサイト「ボランとり」に、子育て分野のボランティアをしたいと登録している個人は523名となっています。(県民参画協働課)
- ・多くの団体に人材不足や独自財源がなく活動資金が不足しているといった課題があります。子育てに携わるボランティアの確保や、寄付などによる活動資金の獲得につなげていく必要があります。(県民参画協働課)
- ・自らのできる範囲で子育て支援に取り組んでいく「とっとり子育て隊」を創設しましたが、新規隊員の登録が停滞しており、継続して広報活動に取り組む等、活動の活性化を図る必要があります。(子育て王国課)

【今後の取組の方向性】

《 育児支援団体 》

- ・子育て支援に取り組むNPOやこども食堂などの団体が必要な財源を自主的に確保できるよう、ふるさと納税の仕組みを活用し支援者が地域づくり団体を指定して寄附できる「ギフ鳥」制度の活用促進、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが実施する資金調達に関するセミナー等への参加の促進や寄付・クラウドファンディング等による資金調達方法の周知、個人・企業等に対する寄付文化の意識啓発の促進(県民参画協働課)
- ・人材確保に向けたボランとりの登録者数の増加の促進、プロボノ人材の活用(県民参画協働課)
- ・子育てイベントや様々な広報媒体を活用した継続的な広報の実施(子育て王国課)
- ・ボランとりを活用してボランティアを募集する子育て支援団体と、とっとり子育て隊隊員を結びつける仕組みの構築等による、とっとり子育て隊隊員の積極的な活動の促進(子育て王国課・県民参画協働課)
- ・保護者の孤立化の防止及び地域全体での子育て支援機運の醸成のため、ママ友・パパ友づくりの促進や子育て支援団体のネットワーク化による効果的な情報発信(子育て王国課)

(3) 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。

【現状と課題】

《 伝統芸能 》

- ・子どもたちが参加する地域固有の伝統文化の担い手不足が顕著な集落等については、伝承活動や後継者育成、用具整備等への支援が必要です。(文化財課)
- ・地域の誇りとして次世代に引き継いでいけるよう、地域の人材を活用しながら、子どもたちが伝統芸能に触れる機会を提供し、さらなる裾野拡大を図っていくことが求められます。(文化政策課)

【今後の取組の方向性】

《 伝統芸能 》

- ・「鳥取伝統芸能アーカイブス」を活用した情報発信の充実(文化財課)
- ・市町村やNPOと連携した支援体制づくりの構築(文化財課)
- ・後継者育成や用具整備に対する助成(文化財課)
- ・「とっとり伝統芸能まつり」の開催等、伝統芸能の鑑賞・体験機会の提供(文化政策課)

(4) 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、家庭教育に関する学習の機会及び情報提供、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域において子育てに関わる青少年団体・公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により家庭及び地域の教育力の向上を図ること。

【現状と課題】

《 家庭教育・地域教育 》

- ・社会環境の変化等により家庭教育が困難な社会になっており、家庭の教育力を地域全体で支援する仕組みを基本とし、幅広い人材を巻き込んだ取組へ広げる必要があります。(社会教育課)
- ・支援が届かない、もしくは届けにくい家庭へのアプローチが課題です。(社会教育課)
- ・家庭教育支援者が情報交換したり先進的な取組について学んだりする機会が少なく教育と福祉の連携した取組が進んでいない現状も見られます。(社会教育課)

《 正しい生活習慣 》

- ・スマートフォン、ゲーム機等の電子メディア機器やインターネットの長時間利用による生活の乱れ等課題が生じています。(社会教育課)
- ・望ましい生活習慣の定着について、学力と体力との相関関係も含めた望ましい生活習慣の重要性について継続的な意識啓発が必要です。(教育総務課)
- ・乳幼児期の正しい生活リズムの習得は、就学後の生活リズムにも影響するため、特に睡眠の重要性についての意識啓発が必要です。(子育て王国課)

【今後の取組の方向性】

《 家庭教育・地域教育 》

- ・地域ぐるみで子どもの教育に関わることの大切さを伝える研修会等の開催や啓発(小中学校課、社会教育課)
- ・専門的知識や経験を有する家庭教育アドバイザーや「とっとり子育て・親育ちプログラム」ファシリテータを活用した親の学びと仲間づくりの支援(社会教育課)
- ・家庭教育支援の核となる人材の育成と家庭教育支援チーム等の家庭教育を支援する体制の構築(社会教育課)
- ・「とっとり子育て・親育ちプログラム」のファシリテータを企業研修や家庭教育支援員育成講座等に派遣することで、社会全体の家庭教育を支援する機運を醸成(社会教育課)
- ・現在の子育てに関する知識等を祖父母世代向けに周知するための祖父母手帳の作成・配布(子育て王国課)

《 正しい生活習慣 》

- ・子どものスマートフォン、ゲーム機・タブレット端末等の電子メディア機器やインターネットとのより良い関わり方についての保護者及び子ども達への啓発(社会教育課)
- ・子どもたちが主体的に電子メディア機器やインターネットとの関わり方について考え、大人と子どもがその考えを共有する取組の実施(社会教育課)
- ・望ましい生活習慣の定着を図る啓発運動の効果的な展開(教育総務課)
- ・子どもが安全にインターネットを利用するためのペアレンタルコントロールの推進(家庭支援課)
- ・青少年育成鳥取県民会議の活動への支援(家庭支援課)
- ・乳幼児期の睡眠の重要性についての保護者等への意識啓発と社会全体の機運醸成(子育て王国課)

(5) 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。

【現状と課題】

《 図書館等での子どもの情緒等を育む取組 》

- ・子どもたちの読書に対する興味関心を高めるために、乳幼児期から本に親しむ機会が提供されることや、発達段階に応じた読書活動への働きかけが必要であり、様々な機関が連携・協力して子どもたちや保護者に啓発することが求められます。(社会教育課)
- ・子どもの読書活動を推進するため、図書館職員や保育士、読み聞かせボランティア等のより一層のスキルアップが必要です。(図書館)

【今後の取組の方向性】

《 図書館等での子どもの情緒等を育む取組 》

- ・子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実 (社会教育課)
- ・子どもの読書活動を支える人の育成・技能向上 (社会教育課・図書館)
- ・子どもの読書活動推進についての啓発・広報 (社会教育課)
- ・利用者向けの行事やテーマ展示、おすすめの絵本の紹介等による親子で本を楽しむことの普及 (図書館)

(6) 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。

【現状と課題】

《 子育て応援パスポート 》

- ・協賛店が商品の割引やポイントの加算などを行う「子育て応援パスポート事業」について、パスポートの登録世帯数は、年々増加しており、制度の定着が進んでいますが、協賛しやすい仕組みづくりが必要です。(子育て王国課)

《 ハートフル駐車場 》

- ・駐車スペースに配慮が必要な妊産婦等にハートフル駐車場利用証を交付し、移動の円滑化を支援しており、利用証を利用することができる協定施設の増加を図る必要があります。(福祉保健課)

《 木育の推進 》

- ・木育に取り組む団体は増えてきたが、さらに未就学児等が木にふれる機会を十分とするため、木育イベントの開催や、保育施設等の木造・内装木質化により、木や木製品にふれる機会を増やすことが必要です。(県産材・林産振興課)

《 図書館における託児サービス 》

- ・子ども連れで図書館に来館された利用者が、安心して図書館を利用できる環境づくり(託児サービス)に努め、その取組を市町村立図書館へ広める必要があります。(図書館)

【今後の取組の方向性】

《 子育て応援パスポート 》

- ・平成29年4月1日から全都道府県で利用可能となった「子育て応援パスポート事業」の他県、市町村等と連携した更なる制度定着と協賛店の拡大(子育て王国課)
- ・パスポートの電子化による利便性の向上により、協賛店を利用しやすい環境を構築(子育て王国課)

《 ハートフル駐車場 》

- ・ハートフル駐車場利用証制度の普及啓発及び協定施設数の引き上げ(福祉保健課)

《 木育の推進 》

- ・木育インストラクターと連携した木育推進のモデルとなる取組や、木育の取組を進めるための木製玩具等の購入、木育のための内装木質化の支援(県産材・林産振興課)
- ・「県産材おもちゃ」の貸し出しにより未就学児が木の良さを感じる機会の提供(県産材・林産振興課)
- ・各地域で木育を推進するリーダーとなる木育インストラクター(木育指導者)養成講座の開催(県産材・林産振興課)

《 図書館における託児サービス 》

- ・県立図書館における託児サービスの実施により得られたノウハウを市町村立図書館へ広めるための情報提供(図書館)

【主な目標指標】

項目	指針作成時	現状値	令和6年度末
子育て応援パスポート協賛店舗数	2,360 (平成25年度)	1,896 (令和4年度末)	2,650
ハートフル駐車場協定施設数	602	789 (令和4年度末)	800

5 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策

(1) 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。

【現状と課題】

《 貧困の状況にある子ども・家庭への対応 》

- ・生活保護世帯の子どもの中退率が高い傾向があるため、きめ細かな支援が必要です。(福祉監査指導課)
- ・生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの高校卒業後の進学率は、県の全体平均と比べて大きな差があります。(福祉監査指導課・家庭支援課)
- ・経済的理由により、進学を諦めざるを得ない生徒がいます。(高等学校課)
- ・支援が必要な子ども・家庭を早期把握し支援するための仕組・アウトリーチが必要です。(子育て王国課・家庭支援課・社会教育課)

《 貧困の状況にある子ども・家庭への対応 》

- ・放課後や土曜日等における教育活動の充実(社会教育課)
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による相談・支援体制の充実(いじめ不登校総合対策センター)
- ・ふるさとキャリア教育の充実(高等学校課)
- ・生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進(家庭支援課)
- ・不登校、高校中退等の実態把握(高等学校課)
- ・高校中退者等への支援の充実(いじめ不登校総合対策センター)
- ・フリースクール等に通う義務教育段階にある児童生徒への通所費等支援(総合教育推進課)
- ・経済的理由により就学が困難な生徒に対する授業料の減免、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給(小中学校課・高等学校課・人権教育課・総合教育推進課)
- ・生活保護世帯の子どもの高校等進学時の入学料、就学中の授業料等の支給及び大学等に進学した生活保護世帯の子どもに対する進学準備給付金の支給(福祉監査指導課)
- ・保育料、小児医療費等の負担軽減(子育て王国課・家庭支援課)
- ・ひとり親家庭等の子育て支援の充実(子育て王国課・家庭支援課)
- ・生活困窮者や生活保護受給者への就労支援の推進(福祉保健課・福祉監査指導課・県立ハローワーク)

- ・ひとり親の職業能力向上のための訓練促進（家庭支援課）
- ・県立青少年社会教育施設と児童養護施設等が連携した自然体験活動の実施（社会教育課）
- ・こども食堂の拡大及び取組充実（家庭支援課）
- ・子どもの居場所づくりの推進（家庭支援課）
- ・子どもの居場所間の情報共有（子育て王国課）
- ・多機関の協働による包括的な支援や、課題を抱える世帯に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実等の推進（福祉保健課・社会教育課）
- ・生活困窮世帯等に対する図書館の「資料」や「場」の活用を通じた支援（図書館）

（２）保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。

【現状と課題】

《 支援が必要な児童への対応 》

- ・近年、離婚・養育困難など、児童虐待以外の要因で保護者と一緒に暮らすことができない児童が増加しています。（家庭支援課）
- ・児童養護施設等の施設を退所した児童の社会的自立について、進学、就労等で課題が多く、引き続き施設等の支援が必要です。（家庭支援課）
- ・児童虐待に関する相談対応件数が全国的に増加を続けており、社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組みの体制の検討・構築が必要です。（家庭支援課）
- ・ヤングケアラーは、家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことにより、子どもの成長や教育、就労などへの影響が懸念されています。また、家庭内の問題であることから、本人が周囲に相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があります。（家庭支援課）
- ・特に子どもは自分自身がヤングケアラーであると認識しておらず、問題を一人で抱えている場合もあり、認知度の向上や支援の充実が必要です。（家庭支援課）

【今後の取組の方向性】

《 支援が必要な児童への対応 》

- ・入所施設や里親制度などの総合的な支援体制の整備の推進（家庭支援課）
- ・入所施設との連携による親支援の充実及び家庭復帰に向けた取組の推進（家庭支援課）
- ・児童養護施設等を退所した児童の個々のニーズに対応した生活・就労等の自立支援の推進（家庭支援課）
- ・施設の小規模化・地域分散化や老朽化した施設の耐震化等の施設整備の推進（家庭支援課）
- ・県版アドボカシー制度の構築を推進（家庭支援課）
- ・ヤングケアラーやその保護者、周囲の関係者が気軽に相談できる体制の充実（家庭支援課）
- ・ヤングケアラーを孤立させない取組の推進（家庭支援課）
- ・ヤングケアラーに対する認知度と支援者の対応力の向上（家庭支援課）
- ・ヤングケアラーが行う家事・育児に対する支援（家庭支援課）

【主な目標指標】

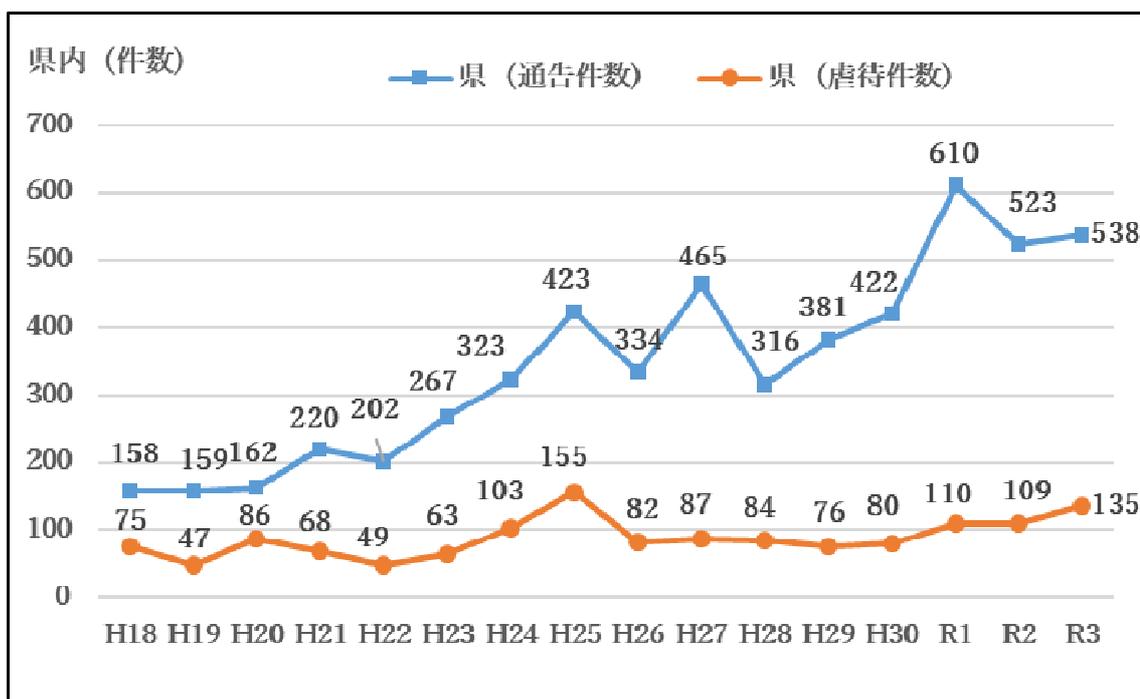
項目	H27 年度末	現状値	令和6 年度末
児童養護施設及び乳児院の定員に占める小規模化率	71%	100% (令和4年度末)	100%
未耐震化施設数	2施設	1施設 (令和4年度末)	0施設

(3) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと

【現状と課題】

《 児童虐待への対応 》

- ・児童虐待防止の啓発による県民意識の向上等により、児童虐待通告が増加する傾向にあり、引き続き、児童虐待防止に向けた取組の充実が必要です。(家庭支援課)
- ・児童虐待の背景として経済的困窮に加えて、DV、親の精神疾患等の問題を複合的に抱えている世帯が増加しており、適切な対応が必要になっています。(家庭支援課)
- ・被害児童を早期に発見し、保護するためには、関係機関の間で情報を共有し、対応を行う必要があります。各機関が危険度や緊急度の判断を的確に行い、これらが高いと判断される場合には、被害児童の安全確保を最優先に対応の遅れがないようにすることが必要です。(警察本部少年・人身安全対策課)
- ・学校、教育委員会における児童虐待の早期発見、適切な対応に向けた取組の充実が必要です。(いじめ・不登校総合対策センター)



児童相談所における児童虐待対応件数の推移について（家庭支援課調べ）

【今後の取組の方向性】

《 児童虐待への対応 》

- ・ 児童虐待予防、早期発見に向けた効果的な啓発活動の実施（家庭支援課）
- ・ 児童虐待への早期、適切な対応を確保する職員体制の充実（家庭支援課）
- ・ 児童虐待対応に携わる関係者の資質向上に向けた研修等支援（家庭支援課）
- ・ 市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所との連携の強化（家庭支援課）
- ・ 警察、医療機関、学校等と児童相談所との連携及び SNS を用いた相談支援による児童の虐待予防、早期発見、早期対応の体制の充実（家庭支援課）
- ・ 周産期からの母子保健担当部局との連携の強化（家庭支援課）
- ・ 学校、教育委員会における児童虐待の早期発見、適切な対応に向けた組織体制、教職員研修等の充実（いじめ・不登校総合対策センター）

(4) ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。

【現状と課題】

《 ひとり親家庭への対応 》

- ・ひとり親家庭のほとんどは就労していますが、パート勤務の割合も高く、勤務形態や収入状況等が不安定なことに加え、子育ての面においても、ひとりで子育てをしなければならない状況から、様々な困難を抱える家庭が多くあります。(家庭支援課)
- ・ひとり親家庭に対して、住居、収入、子どもの養育などの様々な問題について、日常生活を安心、安定して営めるよう相談支援、生活支援を実施していく必要があります。(家庭支援課)
- ・ひとり親家庭の孤独・孤立を防止するため、定期的に相談・交流ができる場所が必要です。(家庭支援課)

【今後の取組の方向性】

《 ひとり親家庭への対応 》

- ・ひとり親家庭の自立に向けた子育て・生活支援や就労支援等の充実 (家庭支援課)
- ・養育費や面会交流の取決め及び実施の支援 (家庭支援課)
- ・ひとり親家庭に対する相談窓口の体制の充実 (家庭支援課)
- ・ひとり親家庭支援施策の情報提供の強化 (家庭支援課)
- ・ひとり親家庭を対象とした託児付きサロンの実施 (家庭支援課)

(5) 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。

【現状と課題】

《 障がい児への対応 》

- ・発達障がい児、医療的ケア児等の家族支援及び県民への理解啓発を推進していく必要があります。(子ども発達支援課)
- ・重度の障がいがある子どもや医療的ケアが必要な子どもも、地域で安心・安全に生活できる支援体制を整備する必要があります。(子ども発達支援課)
- ・障がいの重度・重複化、多様化に伴い、適切な指導・支援の必要性が高まっています。(特別支援教育課)
- ・保護者や地域の人々に障がいに対する理解、特別支援教育の理念や内容について理解・啓発を進めることが重要です。(特別支援教育課)

【今後の取組の方向性】

《 障がい児への対応 》

- ・乳幼児期から青年期までの家族支援体制の充実（子ども発達支援課）
- ・思春期から青年期の相談・支援ができる人材の確保（子ども発達支援課）
- ・発達障がいに関する保護者への情報提供及び県民への理解啓発の促進（子ども発達支援課）
- ・重度の障がいがあっても住み慣れた地域で安心・安全に生活できる支援体制の充実（子ども発達支援課）
- ・鳥取県医療的ケア児等支援センターを中核とした医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制の強化（子ども発達支援課）
- ・きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』を主軸とするきこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援体制の強化（子ども発達支援課）
- ・本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備（特別支援教育課）
- ・手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保（特別支援教育課）

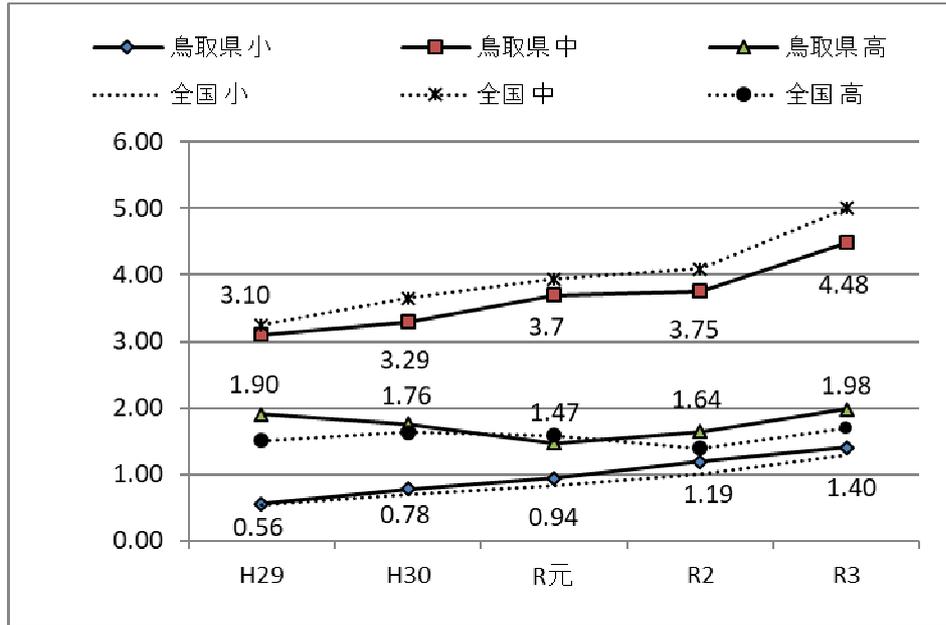
(6) 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。

【現状と課題】

《 不登校・ひきこもり等 》

- ・困難な状況の背景には発達障がいや、世帯の経済的不安定・困窮、両親の不和といった家庭環境等の様々な課題が存在するとともに、困難な状況にありながら、相談に至らず、支援を受けていない場合もあります。(家庭支援課)
- ・平成30年度に県が行った調査（15歳～59歳）によると、ひきこもり状態にある方は少なくとも685人で、そのうち、年代別では15歳～19歳の方が42人（6.2%）となっており、今後のひきこもり対策の推進に向けてはひきこもり状態にある方の早期把握・早期支援が重要です。(健康政策課)
- ・令和3年度の調査によると、不登校の割合は、小学校及び高等学校で全国平均を上回り、中学校で全国平均を下回っていますが、小中学校とも全国と同様に増加傾向が続いています。(いじめ・不登校総合対策センター)
- ・令和3年度県独自調査の集計結果によると、不登校が継続している理由は、「複合」「不安」「無気力」の順に多くその背景に不登校児童生徒一人一人に様々な課題が存在しています。(いじめ・不登校総合対策センター)

不登校出現率（100人当たりの不登校児童生徒数）の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

《 外国人の子ども 》

- ・国際化の進展に伴い外国人の子どもに関する支援要請が多様化する中で、外国人の子どもが円滑な社会生活を行うための環境整備がより重要になっています。(交流推進課)
- ・10言語に対応した「学校生活ガイドブック」を作成しており、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等に義務教育諸学校の学校生活の状況を案内し、子どもが安心して学校生活を送れるように支援しています。(人権教育課)
- ・日本語指導が必要な児童生徒等は年々増加しており、その対応については、主に市町村教育委員会が就学に関する情報提供や学校への支援員の派遣等を行っています。日本語指導が必要な児童生徒等に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、鳥取県国際交流財団等関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要です。(小中学校課)

【今後の取組の方向性】

《 不登校・ひきこもり等 》

- ・研修やフォーラムの開催等による困難の背景にある課題への理解促進・相談・支援に関する情報の周知（子育て王国課・社会教育課）
- ・鳥取県若者自立応援ネットワーク会議の開催等による関係機関相互の連携の強化（子育て王国課）
- ・ひきこもりに対する正しい理解を深めるとともに、市町村やとっとりひきこもり生活支援センター等関係機関との連携強化による相談体制を充実し、ひきこもり状態にある方の自立を促進（健康政策課）
- ・県教育センターで教職員研修を実施するとともに、研修資料を活用し、不登校の理解と支援を充実（いじめ・不登校総合対策センター）
- ・教育支援センター「ハートフルスペース」において不登校（傾向）やひきこもりの高校生、ひきこもり状態にある青少年を学校復帰や社会参加に向けて支援するとともに、支援が必要な者のニーズを把握し、アウトリーチ型支援を実施（いじめ・不登校総合対策センター）
- ・フリースクールへの運営費支援、市町村と連携してフリースクール等に通う義務教育段階にある児童生徒への通所費等支援（総合教育推進課）
- ・高校生年代のひきこもり（傾向）の状態にある青少年及び主に自宅で過ごし、学びの機会を失っている不登校児童生徒に対して、県内3か所の教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習教材を使用して、学習の進め方のアドバイスや、本人及び保護者の心的なサポート等の実施。（いじめ・不登校総合対策センター）
- ・中学校卒業時及び高等学校等中途退学時に進路が未決定の者の個人情報に同意のもとに収集して、教育支援センター（ハートフルスペース）における支援に結び付けたり、市町村等の支援機関に情報を提供したりするなど、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援を実施（いじめ・不登校総合対策センター）

《 外国人の子ども 》

- ・現在取り組んでいる外国人の子どもがより豊かな生活を送るために必要な日本語の習得、学校・病院等でのコミュニケーションの支援や支援に携わる人材育成等の一層の推進（交流推進課）
- ・各市町村教育委員会における「特別の教育課程」による日本語指導を普及するための日本語指導担当教員の配置等日本語指導の体制整備の支援（小中学校課・教育人材開発課）
- ・「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」に教員を派遣し、学校全体での外国人児童生徒等の受入れ体制の整備、関係機関との連携、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法の専門的知見を習得させることによる、日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の受け入れに備えた組織的な体制づくりの推進・充実（小中学校課）
- ・各自治体、学校現場での外国人児童生徒等の受入れ及び支援体制構築、日本語指導支援等の充実のため、教育委員会の担当者や各学校の担当教員等を対象とした研修会等の開催（小中学校課）

第五章 子育て王国とっとりの推進体制

1 推進体制の整備

県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備します。

2 子育て王国とっとり会議

- (1) 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議するため、子育て王国とっとり会議（以下「子育て王国会議」という。）を設置します。
- (2) 子育て王国会議は、(1)の事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理します。
- (3) 会長は委員の中から互選で選出します。
- (4) 委員は、次の者のうちから25名以内で知事が任命します。
 - (ア) 子どもの保護者
 - (イ) 地域における子育て等の支援を行う者
 - (ウ) 子育て支援に関する事業に従事する者
 - (エ) 子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (オ) その他知事が特に必要と認める者
- (5) 事務局は、子育て・人財局子育て王国課に置きます。